

1. 議事日程

〔平成28年第4回安芸高田市議会12月定例会第5日目〕

平成28年12月13日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第85号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第86号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第87号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第88号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第89号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第90号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第91号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第92号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第93号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 一般質問 |

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 大下正幸 10番 山本優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	小笠原義和
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	猪掛公詩		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名 (4名)

事務局次長	森岡雅昭
事務局長	外輪勇三
総務係長	國岡浩祐
専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開議

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番
大下正幸君、及び10番 山本優君を指名します。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第85号 平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第86号 平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第3号）

日程第4 議案第87号 平成28年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第2号）

日程第5 議案第88号 平成28年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第6 議案第89号 平成28年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第90号 平成28年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第2号）

日程第8 議案第91号 平成28年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算（第1号）

日程第9 議案第92号 平成28年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正  
予算（第3号）

日程第10 議案第93号 平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3  
号）

- 先川議長 日程第2、議案第85号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第10、議案第93号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの9件を一括して議題といたします。  
本案9件は、予算決算常任委員会に付託しておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。  
予算決算常任委員長 青原敏治君。

- 青原予算決算常任委員長 おはようございます。  
12月9日付で本委員会に付託のありました、議案第85号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、議案第93号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」までの9件の審査結果について報告をいたします。

付託されました9議案につきまして、12月12日に委員会を開き、副市長、教育長、並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第85号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億3,921万1,000円を追加し、予算の総額を206億989万9,000円とするもので、国の補正予算に係る事業の追加、甲立地域の認定子ども園の用地取得経費、9月の豪雨による災害復旧に関する経費、施設修繕、道路・河川等改修に関する経費、人事院勧告による職員人事費の調整、27年度決算剰余金の調整などが主なものになっておりました。

一般会計の審査を通じて出された主な質疑とその答弁は次のとおりです。

企画振興部の審査におきまして、委員より、「ふるさと応援寄附記念品において、返礼品の増額を見込んでいるが、何件の増加見込みとなるのか。」と質疑があり、執行部より、「27年度実績で、寄附件数が104件、寄附額578万6,000円であった。28年度では4月から9月までは34件、233万円であるが、ふるさと納税ポータルサイトへの登録やクレジットカード決済、返礼品の充実により、10月、11月2カ月間で408件の849万2,000円となり、来年3月までにさらに1,000万円の寄附金を見込んでいる。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきまして、委員より、「障害児福祉に要する扶助費追加の説明で、児童の増加と説明を受けたが、その具体的な人数と増加の要因、背景について説明を求めたい。」との質疑があり、執行部より、「放課後デイサービスを利用する児童は27年度との比較で4名の増加にとどまるが、ひと月当たりの利用回数がふえて、扶助費が増額となっている。放課後デイサービス事業の増加や移転によって利用しやすくなったことが要因と考える。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきまして、委員より、「農業の担い手育成に係る産地パワーアップ事業補助金の減額は、当初の計画をやめたことによるものなのか、その理由を聞かせてもらいたい。」との質疑があり、執行部より、「事業を中止してのものではなく、事業実施に当たり入札によって生じた入札残の減額である。この差額は当初の事業規模を保ったままの減額であり、事業主体のJA広島北部に当初計画の精査をお願いしているところである。」との答弁がありました。

次に、議案第86号「平成28年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から、議案第93号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」までの8件の特別会計は、27年度決算額の確定による一般会計繰入金金の整理、またこれに伴う基金繰入金、あるいは積立金の整理、国庫補助金の内示額縮減による事業費の減額などが主な理由となっております。

各会計の歳入・歳出をそれぞれ慎重に審査した結果、各会計の補正

額・補正内容等適正であると判断し、議案第85号から議案第93号までの9議案は、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
これより、本案9件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終結いたします。  
これより、議案第85号「平成28年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、議案第93号「平成28年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの9件を一括して、起立により採決いたします。  
本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 一般質問

○先川議長 日程第11、一般質問を行います。
一般質問の順序は通告順といたします。
質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。
先に2項目について質問を予定しております。通告しておりますが。
それまでに、この11月30日にNHKテレビで放映されました「舞え！ KAGURA姫」は、多くの安芸高田市民の協力のもと、県北の神楽をテーマとして映画化されたものがあります。高校生の神楽甲子園を中心とする安芸高田市内の風景がたくさん収録されておりました。中には清神社もあり、また郷野小学校もありました。よく見ると安芸高田市の職員の方も映っておりました。いつの間にか俳優として全国に名をうったような気はいたします。

そうした市民にとりましては、家族に乾杯と合わせて安芸高田市が全国にその名を知っていただいたのではないかという思いは私だけではない

いと思います。今後におきましても、この神楽が安芸高田市第2次総合計画将来像の実現に向けた3つの挑戦の1つ、地域資源を生かしたまちづくりとして、人口減少に歯どめをかけ、さらには若者定住促進の一助となることを願っております。そのことを申し上げて私の本題に入ります。

まず、通告しております安芸高田市人口ビジョン対応についてであります。安芸高田市における人口問題は、行財政運営すべてにかかわりが深く、短期的ではなく、将来にわたって大変重要な問題です。平成27年安芸高田市人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、推進本部、定住促進プロジェクトチームも設置され、積極的に対応されています。

平成27年に策定されました第2次総合計画にも目標人口として示されてはおりますが、この4月の市長選挙における市長のマニフェストの中に、10年後の安芸高田市の推定される人口2万6,300人を1,200人引き上げて、2万7,500人とし、人口減少に歯どめをかけるため、効果的な事業を推進するとして、主な新規事業5項目を掲げておられます。

その一つに、「市民の皆様の生活様式（ライフスタイル）を把握、生活相談に応じるため、各地域に生活相談員を配置する。」とあります。まず、その取り組み状況をお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの宍戸議員の「生活相談員の配置の取り組み状況」についての御質問にお答えいたします。

高齢者の方々の生活実態を把握し、支援関係機関や地域の方々の協働をとおり、1人1人の課題や希望に沿った対応を行うことを目的とした生活支援員を、現在、甲田町高田原地区14区をモデルに1名ほど設置しております。その地域にお住まいの65歳以上になられる方131名を対象に、個々の課題についての聞き取りのための全戸訪問を行っているところでございます。訪問による生活状況調査、民生児童委員、地域振興会など、支援関係機関との連携体制、また見守り、通いの場など、住民主体の支援体制の構築を通し、市民のライフステージに応じたきめ細やかで適切な支援を提供することができる組織づくりを進めてまいりたいと思っております。

さらには、こうした地域の実情と課題を把握する中で、行政嘱託員制度の見直しを含めた今後の体制づくりの取り組みを推進してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今現在、安芸高田市内においては、甲田町高田原14区を対象ということで、これも試験的に行われるということだろうというふうに思うんですけども、これは当然試験的にやられるということのも大事なことだろうと思

いますが、いろいろと私も安芸高田市内回ってみますと、やっぱりこういう自分の将来が不安だということ。それとあわせて現在も不安であるということ。そういう方が何人かおられるわけです。やはり、そういう人たちのところに、民生委員さんとか、近所の人たちか、親しい人たちが、いろいろとお世話をされる場合もありますし、行って話をされる場合があるんですけども。高齢化すればするほどですね、人との交流が少なくなってきつつあると。人も余り来てないという方もたくさんおられるわけです。

そういった方たちが、この安芸高田市を今まで支えてきてくださっておったわけですけども。そういう方たちの話し相手になるということもね、私はこれ大事なことだろうと思うんです。将来は不安だということもあります、現在が不安。そういう人のためにも、私はこの高田原14区だけではなくて、全市的な取り組みを早目にしていくということが大事だろうというふうに思います。当然、この配置に対する予算措置というのは、今発言がありませんでしたので、わかりませんが、経費もかかる可能性はあります。

がしかし、安芸高田市人口減少に歯どめをかけるためには、そういう人たちも大切にしながら、その姿を若者が見て、そういう安芸高田市の行政施策があるということを知ると、自分もそこに住んで老後が安心して住めるということにもつながる可能性が大きいと思います。そういった意味からも、全市にわたっての取り組みがされる予定があるのかどうか、それは大体いつごろを目標にされるのか、お伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この生活支援員というのを、今一番安芸高田が欠けているのは、行政もやっぱり例えば安否確認を嘱託員とか民生委員さんとか老人会とかというような振興会に任せてますよというようなあいまいな表現では困るんですよ。やっぱりそのことをしっかりとまずは把握する必要があると。それで、こういうことをしないと、今皆さん非常に不安がとってんですよ。例えば、老人ホームにしても、やっぱりこう自分は今元気だけど、今度は年をひろったらどういうことになるんだろうかと。それを今は畑仕事してますよと、次はデイサービスですよと。うんと悪くなったら、老人ホームあけときますよということが、言えるようにしたいと言ってるわけですよ。そうしないと、安芸高田市の各施設、いっぱいいっぱいと言っても、必要以上の人が3カ所も4カ所も申し込んどってんですよ。こういうことがなくすようにしたいということですよ。

例えばこの吉田町のような人がおるとことかでも、家のないところにしても、やっぱりいなくなっても、3カ月も4カ月も多分実態がわからんような状況、今の安芸高田市だと思いますよ。こういうことのないように、そういうことしていきたいと。警察の警らつていうのをやっておられるんですけど、この情報というのは非常に守秘義務があつてなかなか

もらえないんですけど、行政としても原点にそのデータ要るんだということですね。で、これは市民の方々の安心感と今後の我々の福祉とか行政の一番基本になることなんで、これは早急にやっていきたいと思っております。

ただ、現在嘱託員とかいろいろありまして、地域って温度差があるんですよ。温度差が。例えば、嘱託員の方が自治会長のような役割をしないと。地域によっては、順番だということもあってから、郵便物だけだということもあると。その機能の調整もございますので、そういう調整にも時間かかるとるんで、できれば今年も許せば予算化してんですけど、高田原だけじゃなしに、高宮についても地域がまとまるようにやっていきたいと思っておりますので、御了承してもらいたいと思います。

できれば、来年の予算において、やっぱり安芸高田市の多くのところがそういうことを希望してこられるような仕組みづくりにしていきたいと思っております。早急にやっていきたいと思っております。

ただ、その今の現制度の調整というのも大事だということもよろしくお願いしたいと思っております。気持ち的にはすぐやりたい制度でございますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 早急に対応したいと、いうことだと思います。早急に対応されるというのは大事なことなんですけど、それまでにある程度施設とかいろんな団体もありますし、そういう方たちの理解も要るんじゃないかと思っております。

ですから、私は今の市長がマニフェストの中で挙げられておる、私は生活相談員というふうに書いてありましたので、そう申し上げましたが、生活指導員でもいいんですけど。その生活指導員をやっぱり養成していくという。だれでもできる問題かなという思いがするんです。いろんな行政的にも理解をしておられる人もいらっしゃいますし、これある程度人権問題にかかわることもあると思います。秘密に関することとかですね。

そういったことからして、やっぱり人材の育成というのも私はもし全市にわたって取り組みをされるのであれば、施設等の協力も要るし、それから指導員になってくださる方の育成といいますかね。いろんな勉強もしておいていただく必要があろうと思います。そういうことを考えたときには、早く対応はしなきゃいけませんけれども、人材とかいうものの養成、育成というのも私考えていく必要があると思います。

来年の4月、予算化したいというのは、大変重要なことだと思いますけれども、そういった指導体制っていいですかね。市民にも理解していただけるような仕組みづくりを早急に私は考えていく必要があると思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。

これやろう思うても、すぐですね、さっきのような各今の協議会。例えば、民生委員さんとか嘱託員さんとかあるんで、その調整を今第一に考えてます。これも全体集めていくように賜りながらやっていかにかいけんと思います。いろんな地域によって事情は違うんですね。そうあります。今議員御指摘のように、その指導員とかいう人材育成もやっていかにかいかんと思ってます。その課題が前提にあるから、すぐ明日やっていけばいいんですけど、それをやりながら地域の煮詰まったところからやっていくということを理解してもらいたいと思います。

御指摘のように、人材育成と地域の各種団体との調整というのは早急の課題として片づけていきたいと思しますので、御理解してもらいたいと思います。どうしても、一斉にぱっとやれじゃなしに、やっぱり煮詰まったところから、温度差があるのでやっていきたいと思しますので、ちょっと生ぬるいかもわかりませんが、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 このことは、私はまちの形を変えるぐらいの重さがあると思ってるんです。人の心に踏み込むという指導員ですよ。そういうことになると、町全体が変わってくるなというふうに思います。そういう意味で、やはり慎重な対応も必要であると。と合わせて、待っておられる人、年間大体300人ぐらい亡くなっておられますよね。そういうことを考えたときには早急な対応も必要と。ですから、これはですね、私市長の考えを、まず職員さんもしっかり理解していただいて総合力で対応していく必要があろうと思います。大いに期待しております。よろしく願います。

次に、「高速通信網（光ファイバー）を活用し、サテライトオフィス（都市ではなく安芸高田市への企業誘致）、クラウドソーシング（都市ではなく安芸高田市・家庭でできる仕事）を推進し、雇用の確保をする。」とあります。確かに、雇用の拡大は人口問題に重要な役割を持つものと考えます。そこで、現在の取り組み状況をお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宋戸議員の「サテライトオフィス、クラウドソーシングの取り組み状況」についての御質問にお答えいたします。

本市では、市内全域に高速通信網である光ファイバーを敷設しているという本市の強みを最大限活かし、雇用の場の確保対策を図っていきたくと考えております。

本年7月、市内の空き家、空き公共施設、空き店舗等を活用し、サテライトオフィス等を開設する者に対して、補助金を交付する要綱を制定したところでございます。また、人口減対策に向け、クラウドソーシ

グによる時間や場所にとらわれない、新たな働き方を周知するため、関係業者からの情報収集に努めているところでございます。

一方で、テレワークの導入について、関係機関との協議を進めております。新年度には公共施設の空きスペースを活用し、実証実験を行うよう検討をしているところでございます。

なお、サテライトオフィス等の誘致につきましては、とりわけ東京等、大都市に本社を置く企業に対して、本市の魅力と強みをしっかりPRすべき、ふるさと応援の会関東地区の情報もいただきながら、今後、広島県と一層連携を密にし、取り組んでまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 5項目マニフェストがあったわけですが、あと2項目については既に実施済みというふうになっておりますが、この雇用問題というのは、またこれも今質問した内容はこれまでの雇用の形態をころっと変わるようなところも持ち合わせていますね。そうしますと、これなかなか取り組むのにどういうふうな取り組み方をされるのかというのが、ちょっと気になるわけです。

確かに、パソコンに強い方もいらっしゃるし、既にこういう仕事に取り組んでおられる方もいらっしゃいます。私の知っておる何人かおられるわけですが、会社はここにはないんですけど、東京に会社があるんですね。そのインターネットを通じて、お仕事のやりとりしておられます。給料は自宅でもらっているというふうな人も何人かおられるわけですね。

そういった人たちの情報といいますか、取り組み状況をちょっと聞いてみたりしたらというふうな思いもしとるんですけど、わざわざこっちへ田舎へ安芸高田市へ住むために、家が実家がここにあるために、ここに住むために、わざわざ東京へ会社を設立して、そしてそこには自分はおらずにこっちへ来てここで仕事をすると。そういう仕組みもあるんですよ。ちょっと私も考えられなかったんですけど、そうやって田舎に住んで、会社は東京なんですけど仕事はこっちでしとるといふ。住所もこっちへ置いとられるんですね。その本人は。そういったグループがあるんですよ。そういったところを活用するというのも大事なかなというふうに思いますが。

しかし、これも限られた方たちのものかもしれません。しかし、限られたものであっても、そういう仕組みづくりが少しでもあちこちにできていくと、それこそサテライトみたいに出ていくと、やっぱり若者の定住増加につながるという思いがいたします。そういった研究をするための一つのプロジェクトといいますか、組織みたいなものを行政の中で立ち上げれるということはお考えでしょうか。どうですか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

はい。私もやっぱり光ファイバー、3年前にやったわけですけど、これは市民の協力のおかげで一応、接続できました。これからの対策とすれば、今までは都会と田舎との差が非常にあったものが、この光ファイバーを通してなくなってきたという理解してるんですよ。で、逆にこれを利用すると、都会で会社がなくても田舎でも、広島でも、いや安芸高田でも、まだ甲田町でもどこでも可能だということが、サテライトオフィスですね。こういうこといってると。また、工場が来なくても、仕事もこの分野だったら無理に都会でしなくても、いわゆる市役所でなくても、家庭でもできるというような展開があると思いますよ。

今、私はそこを非常に重視をして、今のクラウドソーシングという言い方をしてるんですけど、このことに対するネットなんかを見たらですね。ある業者がもう対応してきてます。一環として。ただ、そのためには、市民の方々もこれを使った仕事の展開を理解してもらわなきゃいけないということもあるんで。研修とかも要ってきます。そうすると、家庭で子守をしながら、子育てしながら、飯が食えるという世界がまたできてくると思いますので、ここの挑戦は非常に今手ごたえを感じているところでございます。

で、議員御指摘のように、そういう方がおられればぜひ紹介してもらいたい。今はですね、今ふるさと応援の会の関東支部さんが非常にこのような今までの会社の社長やとったとか、重役やってたとかで、世間をよく知っておられますので、そこは企業誘致とか、例えば新しい企業の紹介とかをやってもらってるんですよ。それに甘えることなく、いろんな人脈を通して、こういうような展開をつかっていきたい。

このことが先ほど議員さんが御指摘されました人口減対策、いわゆる1,200人を目標にしているわけですけど、このことにつながると思うんですけど、非常にこれ大きな課題である。そして、組織づくりでございまして、今は企画課でやってもらってるんですけど、場合によっては特別のポジションつくって検討する価値もあると思いますので、これはまた検討させてもらいたいと思います。今企画のほうでそういうこと検討してます。大手の企業、行革の中で仕事分解して、ある程度こっちに安芸高田市でもできるというテレワークの導入も、今相談を受けるところでございまして。手ごたえはあるんですけど、こういうようなことがこれからの世の中をこれから変えていくんではないかと。今までの概念を変えていくんだと思っております。

絶対に、その今の毛利元就とかサンフレッチェあるよと、神楽があるよといってもですね、基本的には働く場がしっかりしてないと定住につながらんっていうことなんで、我々がしっかり頑張っていきたいと、かように思っているところでございます。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 安芸高田市におきましても、企業誘致ということについては力を入れて、田中工業さんも来ていただきましたし、そういったことも大事なんですけども、なかなかこの企業誘致っていうのが今の現時点では可能性が少ないという状況にあります。そういった光ファイバーを活用した取り組みということで、このクラウドソーシングとかいうようなことが大事になってくる時代になってくるだろうと思います。

私たちの年代になりますと、この片仮名というのは難しく、パソコン、光ファイバーとか活用した仕事って難しいと思いますが、案外若い人はこういう人にたけた人もいらっしゃるわけですね。そういった人たちの状況を教えてくれとおっしゃいました。そういった調査をしながら、市独自でチームをつくった取り組みが必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。それは企画で今やっておられますし、企画担当者も優秀な人が多いということで、その取り組みをされていますが、私これは企業誘致につながるようなものにするためには、特別なプロジェクトみたいな形をぜひつくったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですね。これは、短期でできる問題じゃなくて、やはり長期にわたって未来へつながっていくものだと思いますので、そういった企画で担当する中にもその中に一つの組織をつくるかというふうに専門的にこれに取り組む。これが安芸高田市の企業維持じゃないかというふうに思いますが、その点市長どうお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおりでございます。現在実は安芸高田市の若い人がこういう光ファイバーとかこういうように興味を持った人がおられるんですよ。現に向原あたりは、企業化した人もおられます。起業家で自分で億の産業やっておられる方もおられると。こういう人材を今集めるように今指示しておるところでございます。いろんな神楽とか若い感覚でおられるんで、安芸高田市の若い人の人材を活用していきたいと。そのためには十分意見を聞きたいと。要は、そういう時点で企画を担当してからそういうことやってますんで。安芸高田市に人材がおらんいうんじゃないしに、こういう取り組みしてるということは御理解をしてもらいたいと思います。

どういう人を集めるかということなんですけど、やっぱりコンピューターに興味を持って、これからの企業とか既に挑戦してる人もおられます。こういう人に対する悩みを聞きながら、例えば国とか県の支援があればお手伝いをしながら、やっぱり助けてあげることがこれからの今さっきの雇用創出につながるんじゃないかと思っております。

御指摘のように、企業が来るばかりじゃないしに、仕事を持ってくるともしっかり考えていかにやいかんと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。全く同感でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 繰り返しますが、企業誘致も大変大事なことですけれども、今や安芸高田市行政が企業をつくるというのも私は大事だろうと思います。その点、市長も既にお考えのようですので、ぜひこれからも積極的な取り組みをしていく必要があると。このことが若者定住につながるきっかけにもなるように私は感じております。

それでは、次の質問に移ります。

自治基本条例制定についてでございます。

少子高齢・人口減少が急速に進む中、厳しい財政状況にあっても高度を多様化する社会ニーズに的確にこたえていかなければなりません。このため、安芸高田市においても行政評価や公会計制度の導入、より質の高い公共サービスの提供を目指すなど、経営視点に立った行財政運営をはじめ、指定管理者制度の導入、市民参加、NPOや企業などとの連携・協議・協働による地域運営が行われています。

このような状況のもと、行政運営の新たなルールとして、地方自治体の目指す姿や自治の基本的な考え方、市民・議会・首長等の責務と役割、自治体運営の原則などを体系的に定め、それらを制度的に担保する自治基本条例が必要と思われませんが、市長のお考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「自治基本条例制定について」の御質問にお答えいたします。

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で、自治体の憲法とも言われております。自治体によってその名称も「まちづくり条例」や「まちづくり基本条例」、あるいは「行政基本条例」などさまざまでございます。

自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりを、だれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したものであります。自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であり、制定に向けて検討を行っている自治体も多いと認識しております。

議員御指摘のように、行政運営の新たなルールとして、地方自治体の目指す姿や、自治の基本的な考え方、市民・議会・首長等の責務と役割など、体系的に規定する自治基本条例は必要と思っております。一方で、まちづくり委員会での議論や、広聴広報の活用、また合併以降推進をしてきました地域振興組織による住民自治の歴史、そして何といたっても市議会における審議や議論、意見交換など、現在行っている行政運営全般の仕組みについて、改めて検証してみることも必要ではないかと思っております。

いずれにいたしましても、条例制定に向けては、先進事例や成功事例、逆にうまく運用されていない自治体もあるかもしれませんので、慎重に検討を重ねて制定の必要性について判断をしまいたいと考えており

ますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 実は、これまで私3回ほど質問させていただいたんです。何かしつこいようですけども。幾ら考えてもですね、この自治基本条例って、まあ仮称なんですけど、今先ほど市長もおっしゃいましたが、「まちづくり条例」とかね、いろんな名前でやっておられるところはあるんです。まあ、そこはそことして、私現在の安芸高田市にとって、今これが一番大事なことじゃないかと思うんです。

先ほど質問いたしました生活指導員の問題、相談員の問題も、それから企業誘致のことについても、若者定住につながる。安芸高田市いろんな条例とか規則とか、それから行政に対するサービス、いっぱいあります。広島県の中でもおくれておるとは思いません。むしろ進んでおる部分がたくさんあるというふうに私は思っています。そういうものは、枝葉なんです。それをまとめる幹が私はこれだろう思うんですね。

それで、25年11月に市民憲章が制定されました。これ議会でも議決されております。その中でも5項目あるんですけど、「三矢の訓（おしえ）」で心を一つに「協働のまちづくり」にはげみます。」というのがあるんですね。結局この市民憲章を具体化したようなものが、この基本条例だと思います。

ですから、私はこれ安芸高田市の形といいますか。安芸高田市どんなまちですか。と聞かれたときに、サッカーもありますよ。ハンドボールもあります。神楽もあります。いうのはそれは当たり前で、当然こういううりに出しておる大事なことだろうと思うんですけど、これも住みやすい心豊かに暮らせるまちづくりの手段の一つなんです。そういったものが、基本的にじゃあ何があるかっていうときには、安芸高田市の条例というのはここにだれもがわかりやすい、市民は私はどういう役割を担うのか、議会は何を担うのか。

で、市長は、そして執行部、職員さんは何をするのかということが、基本的なことをここへ掲げておいていけば、それが一緒になって協働のまちなんです。生活相談員をもしかやられる人がおれば、私はまちづくりのためのこの部分でこういう仕事をしているということになりますし、議会も議会基本条例を制定しようと努力をしておりますが、その議会としての役割。では、議員は何をするのかということが、どこへでも通用するような、だれが見てもわかるような、まちにしたいというふうに思うわけです。市長さんそのことはしっかり御承知なんですけども、これが具体的にまとめていくという努力が私は必要だろうと思います。

今先ほど市長さんがおっしゃったように、失敗した事例もあるかもしれないということはありません。しかしですね、この失敗というのはやってみないとわからん。ですから、やってここがちょっと失敗したかなと思えば変えりゃええわけで、その日本国憲法を変えるというような問題じゃ

ないわけで、市民の合意に基づいてこの条例は年代を追って改正していくというのも大事なんですけども。先ほど市長さんがおっしゃったように、努力する姿はわかります。ですが、これを早目な取り組みが、そしてまず市の職員さんもこのことがなぜ必要なかということを理解していただきたいと私は思うんです。

これは、無理になくても今まではできとったわけですけども、今安芸高田市の状況を見て、熟度から見て、私は今つくる必要があるというふうに思っている。市長さん、いろいろな事業展開をされておられますが、これを体系的にまとめるのが基本条例であって、例えば市長が将来かわられても、どなたが市長になられても、この基本条例というのは残る。そのことを市民が心に一つにするまちづくりにつながると私は思うんです。

ぜひですね、浜田市長の任期中には、ぜひとも制定に向けた努力をするとともに、制定を目指して制定していただければとこういうふうに思いますが、市長どうお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ前も質問してもらって、大変生ぬるいという感じかもわかりませんが、これいろいろ調べてるんですけど、県内庄原市と三次市で制定をされてます。市長会でも話題にするんですけど、我々ちょっと考え方が違うかもわかりませんが、長期計画とかそういうものが代用しとるじゃないかという考え方もあるんですよ。ちゃんと市の長期計画の中に書いてありますよ。だから、それをあえてこういうことをつくっていくのがいいんじゃないかというのは、やっぱり今議員さんの説明でお聞きになってますよね。一理考え方によってはあると思うんで、もう少し検討させてもらいたいと思います。月並みな回答をして申しわけないけど、これ検討課題として受けとめていきたいと思います。

我々行政に携わる者が、長期計画があるじゃないかとかいう認識を少し変えていかないと前に行かないと思います。たまたま県北の2市が制定しておりますんで、ここの市長さん方にはちょっとこの有無とかメリットとかですね、いうのも聞いていきたいと思います。これ大事なことで、足元に置かずまた勉強もしていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 私が申し上げたいのは、自治基本条例は安芸高田市にとって必要だと思えます。その基本条例をつくるために、いろいろ研究していくという、これが大事だと思うんです。職員さんをあげて、市民の皆さんの知恵をかりながら、市民全体でこういう一つの柱をつくるんだと。これが住民自治だろうと思うんです。ですから、このことをぜひ私は訴えたいんです。つくったらいいというもんじゃないわけで、先ほど市長もおっしゃ

ったように、そのことが生きるまちにしていくということですから。

それから、長期総合計画の話もあります。今第2次長期の総合計画もできておりますけれども。これ以前の問題なんです。これ自治基本条例の中に、総合計画を策定するという条項をつけば、それでそのことを代々にわたってつくっていくと。今の総合計画は地方自治法が改正されて、つくらにゃいけないという義務づけがなくなっておりますよね。ですが、このまちづくりのためには何か計画があって、市民に示すものがないと安芸高田市どっちの方向へ行くんだらうというふうな不安が市民の皆さんにもおありになる。そういうことでつくるわけですが、それもある程度この基本条例の中に入れておくということが私大事なんだらうと思います。

今浜田市長は長期総合計画をつくりますと言っておられますが、次の代わりませんよね。つくらなくてもいいんですから。そうじゃなくて、やっぱり担保、その今の状況を担保するためには、やはり基本的な条項というものを市民の皆さんと一緒に共有していくというのが私は大事なんだらうと思ひまして、この質問をしつこいようですけど、させていただいておるんです。日本の人間だれでも、時代時代によっては考え方も変わります。当然変わらなきゃいけない部分もあります。しかし、変わっちゃいけない部分もあると思うんですね。やっぱり常に初心に戻って、この安芸高田市のまちというのはこういうまちですよということが市民皆さん1人1人が理解できて、それを多くの人に訴えていけるだけの力量がつくまちにすれば、私は協働の本当の意味での協働のまちになる、いうふうに思っております。

そういうことでですね、再々質問を今回で4回目になりますが、ぜひこのことは頭の隅にでも置いていただいで、私もしっかりこのことについては考えながら議員としての役割を担っていきたくてこういうふうに思ひます。そういうことでもう1回市長さんの自分の任期中にやり遂げるといふ気持ちがあるかどうかお伺ひいたします。

○先川議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

貴重な御意見ありがとうございます。我々見れば市民憲章あたりがそういう役割をしているんだと思ひていたんですけど、もっと具体的にということでございますので、きょうの御意見を踏まえまして、やっぱり職員等も原点からの検討をまたしていきたくて思ひます。前向きに考えたいと思ひます。御理解賜りたいと思ひます。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員

まあ押しつけじゃいけませんので、ぜひ市長さんのこれからの取り組みを期待していきたくて思ひます。

最後になりましたが、このたび浜田市長さんの突然の入院と手術ということでしたが、まあ手術後の経過も順調とお聞きしております。何よ

りです。

これからも、健康第一と考えて、この安芸高田市のますますの発展に御尽力いただきたい、いうことを申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○先川議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

5番 山根温子さん。

○山根議員 5番、山根温子でございます。

通告に基づいて、質問事項4点について質問させていただきます。

まず1番目、出張旅費問題についてでございます。

12月1日、広島県警の捜査結果が広島地検に書類送付されました。この新聞報道があり、再び出張旅費問題が再燃いたしておることを知りました。書類送付、報道されたことについての市長の認識をお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

私の出張旅費の問題に関し、再び議会の皆様はじめ、市民の皆様にも御心配、並びに疑念を抱かせることになり、まことに申しわけなく思っております。改めておわびを申し上げる次第であります。

今となって、言いわけにはなりますが、当時の調査の中で判明しておれば当然返納しておるところでございますが、事務方の調査でわからなかった部分と考え方の違いとで、今回の県警の報告になりました。私の記憶のあいまい等に起因するもので、このことは司直の方にも正直に申し上げております。データを全部提出しながら、適正な判断をお願いしているところでございます。

今後また事実が確認でき次第、速やかに返納の手続きをとらせていきたいと考えております。よろしく御理解賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 広島地検が問うのは法的責任、まさしく法律に照らして責任があるのか否かという問題ですが、私はこの場で道義的責任について市長のお考えをお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 道義的責任につきましても、私の勉強不足、出張旅費の適用の誤りの中でこういうことを招いたということは市民の皆様方に深くおわびを申し上げたいと。ほいで、私も選挙におきましても、非常に市民の皆様方への厳しい選択を受けましたし、また個人的にも今の給与カットも今行っているところでございます。

ま、こういうことを踏まえ、これからも市民の皆様方へ御理解を賜るよう努力していきたいと。ほいで、また市民の皆様方にはやっぱり私のこれまでの実績を通して、人口減対策、大きな課題でございますので、このことの問題を片づけることによって、市民の皆様方の負託にもこたえていきたいと、かように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 安芸高田市の市長として、約3万人の市民の方々、小学校、中学校の教育を受けている子どもたちのためにも、しっかりと市長としての任に恥じない市政を進めていただきたいと思いますけれども。今改めて、市長として市政に対する御自覚と責任感についてお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど申し上げましたように、このたびのことを反省をしながら、私にできること、この市政についてしっかり頑張って、市民の負託にこたえて、人口減対策、この安芸高田市の存続にかけてしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 では市長の御自覚、お聞かせいただきましたので、2点目の糖尿病性腎症重症化予防プロジェクトについて、質問を移らせていただきます。

まず1点目、生活習慣病重症化予防事業の経過と効果、今後に向けての課題はどのようなものか、これについてお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「生活習慣病重症化予防事業の経過と効果、今後に向けての課題」についての御質問にお答えをいたします。

本市では、国保被保険者の「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を目的に、広島大学、JA吉田総合病院、そして市医師会、開業薬局等と協議いたし、糖尿病と糖尿病性腎症を対象とした生活習慣病重症化予防事業を平成25年度から実施しているところでございます。平成27年度までに201名の方が本事業を修了されております。

事業の効果でございますが、糖尿病に関する医療費を見てみますと、外来医療費は横ばいで推移しておりますが、入院医療費につきましては開始時と比較し半減をしているところでございます。また、糖尿病新規

患者数や新規透析患者数も減少傾向でございます。さらに、1人当たり医療費も上昇幅が減少しております。

このことは、生活習慣病重症化予防事業をはじめ、糖尿病対策を目的とした保健事業の要因の一つであると考えております。

今後に向けての課題でございますが、事業修了後の継続支援や、事業不参加者への支援が課題となっております。

今後も健康課題に対応すべく、医師会をはじめ、関係機関、健康づくり組織等と連携いたし、継続した保健事業の取り組みが必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 現在の事業が効果を出しているということをお聞きしました。中核病院であるJA吉田総合病院を中心とした市内医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携、そして料理教室などでしっかりと食事面でのフォロー事業に御協力もいただいております。これについては、食生活改善推進協議会、また健康あきたかた21など、地区組織の本当に強力な御協力の中で効果を発揮されていることは本当に素晴らしいことだと思います。

実際、糖尿病患者は厚生労働省の推計では、2002年1,620万人、これが2012年、10年で2,050万人と、430万人27%ふえたとと言われております。食生活の変化や高齢化社会の進展が背景にあると考えられております。

糖尿病の治療としては、まずは食事と運動療法、しかしながら患者が自信をもって取り組まないと、継続的に取り組まないとなかなか進みません。現在、安芸高田市でされている事業、先ほども市長は言われていましたように、その継続、それがフォローするという形でしっかりと進められることが課題であると申されておりましたけれども、このフォローについて他の自治体において効果があったとされるアッシュビルプロジェクトを紹介させていただきます。

アメリカのノースカロライナ州アッシュビルというまちで、薬剤師が糖尿病患者に定期的に介入することで患者の治療方針の決定への参加意識、そして主体的に治療にかかわろうとする意識、症状をコントロールを改善しなければという意識を強めるものでございます。さらに、医療費削減を達成したことが知られております。これが1996年にされた事業でございます。

日本においても、このプロジェクトをモデルとした取り組みが進められております。日本では長野県の松本市、そして長崎県の対馬市、さらには広がりをもっておりますけれども、対馬市がやったときには国からの調整交付金が10分の10で出ておりました。

その対馬市の例をとりますと、2014年10月から医師会や薬剤師の協力のもと、糖尿病性腎症重症化予防プロジェクトが進められております。ここでは、行政、医療者、医師と薬剤師など、そして患者の3者がチー

ムとして症状のコントロールにかかわり、その中で薬剤師は服薬状況の確認など、薬学的管理のみならず、患者の生活面での不安や課題を解消するためのコーチングを担いました。対象は、糖尿病を治療中の患者さんです。薬局薬剤師によるプログラムの説明、そして行動目標の設定、1カ月に1度の面談や、半月後の電話連絡など、丁寧なケアにより、飲み残しのお薬、残薬ですね。が半減した上に、糖尿病性腎症が悪化したケースは全く見られなかった。さらには改善したケースも見られたというものです。

こういった他の自治体における先進事例、アッシュビルプロジェクトと呼ばれておりますけれども、これについての本市導入に向けた可能性についてはどのようにお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「アッシュビルプロジェクトの本市導入についての可能性」についての御質問でございます。お答えいたします。

糖尿病や糖尿病性腎症の重症化予防を予防するには、薬物療法に加え、患者自身の生活習慣の行動変容が重要でございます。米国のアッシュビルで取り組まれた本プロジェクトのように、開業薬局での店頭での薬局薬剤師等が主治医連携のもと、患者に対してコーチング技法を用いて、個別支援を行っていただければ本市の健康課題である糖尿病の重症化予防に寄与できるものと期待をしております。

市内には既にコーチング技法を身につけられた開業薬局もあることから、医療費の適正化と市民の健康寿命延伸を目的に、この技法については課題として受けとめ、今後の参考にしていきたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 コーチングとは人材開発の技法の一つで、対話によって相手の自己実現や目標達成を図る技術であるとされております。まずは相手の話をよく聞き、そして感じたことを伝えて認め合い、質問することで自発的な行動を促すというコミュニケーション技術でございます。しっかりとそれを出して患者さんを導いていくことができる。これについては時間が要ります。

糖尿病患者さんはやはりお薬をもらいに、地域の薬局に行かれます。その来局時、またはその来局時に患者さんとお話をして、その後も電話等を使いながらケアをしていく。それができるのが地域の薬局、薬剤師でございます。投薬業務とともに定期的に患者の状態を把握して、相談を受け、その不安や課題解消に向けた対応ができることは、市がこれまで進めてきた生活習慣病重症化予防事業の修了生の方々、現在200名ほどいらっしゃる聞いておりますけれども、患者として投薬を受ける薬局を通した継続的フォローが可能になると考えます。

しっかりとその今の事業を受けたその後についても患者の皆さんをケアし、重度化して透析に行くことのないように、フォローしていただくことが、透析しますとお1人5、600万かかってしまいます。御本人様の時間的な、患者さんの時間的な生活もかなり制限を受けることになってしまいます。そういう状態にならないように、さらなる市としての努力を求めてまいりたいと思います。

では、3点目に移らせていただきます。

企業誘致に向けたフォローについて。新規の企業誘致についての手ごたえは、まずきょうも一般質問でもお答えされてたのは聞きましたけれども、手ごたえについてどのようなものなのかお尋ねいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新規の企業誘致でございますが、平成22年度から現在まで企業立地奨励金適用企業数は、延べ5社でございます。平成28年度中には、さらに2社がそれぞれ操業開始の予定となっており、これを合わせた実績は7社ということになります。

さらに、八千代町にあります市有地に対して、3社から事業用地としての売却希望を受けておるところでございます。

また、御存じいただいておりますように、吉田町の大浜工業団地内の下水道処理施設を本年度解体することとしております。今後、近隣の工場からこの敷地を活用し、事業拡大したいとの要望を受けており、この土地の鑑定評価にかかる補正予算を本定例会に提案したところでございます。

このように、製造業におきましては、景気の向上とともに、新規立地の希望もふえているととらえているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 新規の企業誘致にしても、手ごたえがあるということで、質問の2項目目に入りますけれども。

さらに、そういった手ごたえがある中で、現在既存の地元にある企業のニーズについてはどのように把握されているのか。御質問いたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

企業ニーズの把握についての御質問であります。

市内企業のニーズの把握は、安定した企業経営、雇用の継続性の確保の観点から重要であると認識しているところでございます。

平成20年には安芸高田市工業会を組織いたしました。工業会は、現在製造業を中心とする企業53社で組織をされております。役員会が2カ月

に1度程度の割合で開催されており、この機会を通じ相互に情報交換を行っているところでございます。

また、平成25年度におきましては、企業経営規模の改善と雇用の安定に向け、市としての支援策を検討するための実態調査を行ったところでございます。企業間における人材のローテーションや合同研修会などを行う「安芸高田市地域人材育成コンソーシアム事業」は、この調査結果を受け、実現したものでございます。

一方で、近年の景気向上により、既存事業所において規模拡大を図りたいという意向も伺っております。市といたしましても、土地取得等にかかる情報の共有を図りながら、企業の意向が具現化されますよう努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 工業会を設立されて、そして定期的には役員会等されているようでございます。しかしながら、近隣の自治体においても操業停止した工場もでございます。しっかりと今まさに企業、今ある企業の留置に向けたフォローも大切だと思います。

ニーズ調査についても、意向調査されているとは言われておりました。けれども、意向を調査した後の動きが少し遅いのではないかと感じております。なぜなら、今低金利の中、企業も先に向けた動きを進めていきたい。その中でネックになるものがございます。ある意味そういったものを自治体が整理し、そのネックを外してあげるということも必要かと思えます。安芸高田市内の企業団地の中には、年数の経過とともに先ほども言われていましたように、敷地面積拡大の必要性、そして人手不足などの課題を何とか解決したいという思いが私の耳には聞こえてきております。

先ほども調査の中でもあがっていたと思えますけれども、ここに2013年10月県立広島大学の地域連携センターによる安芸高田市における企業経営環境の改善と雇用の安定のための研究というのがまとめられております。企業経営者の方への意向調査されたわけですね。この中に設備、刷新による能力の増強、そして人員の増強、設備・建物の増設・増床、そして当面それを拡大したいという思いがまとめられておりました。

さらには、地元企業は地域の雇用を多くされております。その中で地域とのつながりが強くなっております。移転については考えていないという企業が全体の7割を占めているという結果が2013年の時点では出ております。この意向調査の結果を受けとめ、どのような対応をされてきたのか、それがわかればお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この企業につきましては、私自身が意向調査を踏まえず自分の目で3年前に企業を実態調査しました。調査の結果は、やっぱりいろんな不安

事、人材育成に関すること、将来、マツダ関連が多いわけですがけれども、マツダが今度はこけたらどうなるかとかですね。非常に大きな不安が出されました。このことに対応するために私が提案してから、工業会への組織を立ち上げたわけでございます。

まずは、工業会というもののパンフレットつくってもらって、この工場は何をしてるのかということ为先取りました。これ出発点です。その次には、各工場が何をしているのかということが、各企業が理解しとるわけですから、各工業がそういうことを理解していると。で、その次には各工業の中のどういうことをやっているかということをお互いに情報交換しています。どういう技術者がおるとかですね。ほいで、もしくは親受けがなくても、横の連携で連携できるものはないかとか、例えば技術者が自社で技術者を養成するんじゃなしに、隣の工場から借りてくるともできるかもわからんと。このようなレベルの高い工業会の活動。これ、広島県内でも大分レベルの高い活動を今行っています。それは今指導してるところでございませうけど。非常に工業会がおっしゃるようなことというのは、やっぱり今言ったような雇用の問題とか、そういうような課題なんで、そういうことも一緒に踏まえて考えてあげることが大切だと思います。

幸い、今工業会の方も前向きに、いわゆる今までは親会社だけをずっと頼った部分は、横の連携によってそういう力をつけていこうじゃないかと。これが安芸高田市の企業留保につながるんだと、体力になるんだという方向で、行政が指導しているところでございます。

他の町に先駆けてこういうこともやっていますので、御理解をしてもらいたいと思います。我々としてみれば、できるだけ多くの企業に残ってもらいたいというのは一生懸命やっているとございませうけど、なかなか今の経済の状況を考えたら、非常に難しい面もございませうけど、それを乗り越えてでも安芸高田市に残ってもらえるような仕組みづくり、これからも考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長は、今ある企業には残ってもらうように、というようなことでしたが、実際問題、本当にとどめおく施策、残ってもらわなければなりません。しっかりと今の雇用を維持し、そして活力ある安芸高田市をつくっていくには、新しい企業の誘致も大切ですが、今ある企業、しっかりとこの安芸高田市で活動していただくようにしなければなりません。その中で、市長も今まで工業会設立に力を入れられ、そして工業会の連携を持っていただくように動かされていたと思っておりますけれども。

今まさにこの低金利の中で増設・増床を考えている企業の声も私のほうには聞こえております。自治体としてできる規制緩和や安定した地元雇用の場として、地元企業の留置に向けたフォローについて、しっかりと

と考える時期がきていると思いますが、いかがでしょうか。

○先川議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの御質問にお答えいたします。

新たな企業の誘致もさることながら、雇用の場の確保を図る観点から、現在市内に立地している企業の存続、さらには規模拡大が望まれております。

企業の留置に向けましては、工業会を中心とした活動を支援するとともに、企業が抱える諸課題の把握に努め、市として支援可能なことがあれば、これからしっかりと検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員

支援可能なことは、自治体として今できること、まだまだありますので、しっかりと企業の声を傾聴しながら、市として何ができるかを調査結果を生かしていく行動力が望まれております。しっかり前に進めていただきたいと思います。

4点目に移ります。

農地法第3条と空き家バンクから人口減少対策のフォローについてお聞きいたします。

まず1点目、農地法第3条に係る県内自治体の状況と課題はどのようなものかお伺いいたします。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの「農地法第3条に係る県内自治体の状況と課題」についての御質問にお答えいたします。

農地を取得する場合は、その権利を取得した後、経営面積が一定以上の面積に達しなければ、許可されないこととなっております。下限面積を小さくして間口を広くするのか、ある程度中ぐらいにするのか、現行のままにするのか、現在の国の施策は農地の面的集積を進める施策でございます。下限面積を下げた場合は、だれでも容易に農地を取得することができますが、農地の細分化が進み、担い手への農地集積に逆行することになりかねません。農家の虫食いの利用が懸念されるなどの問題もあります。

また、この下限面積は、広島県内自治体によってばらばらでございます。いずれにいたしましても、農林水産省が示している判断基準に基づき、安芸高田市の現状を踏まえ、農業者の代表機関である農業委員会の委員の方々にしっかりと議論していただき、決定していただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長

以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員　今は集積に、農地を細分化しない集積集約化を図っている国の施策があるということをお聞きいたしました。しかしながら、農地法3条に係る下限面積設定の県内の様子は、近隣では三次市、庄原市が既に10アールに設定されております。安芸太田町、廿日市市、福山市も10アールとされております。今の安芸高田市の現状は、旧吉田が30アール、八千代が40アール、その他は50アールとなっていると思います。

ある詳しい方から県内の各自治体の様子を色塗りでいろいろと教えていただきました。その中で、この下限面積を引き下げたのはどういう意味かというようなこともいろいろとお話をさせていただきましたけれども、次の2点目に係るところが下限面積を下げた一つの理由であると聞いております。

私もこの安芸高田市内の庁舎の中で、住宅政策課において、農地法に係る問題があるという答えを聞いております。Uターン、Iターン者が空き家バンク購入時に障害となること、これについて2点目でどのようなことか、その対応についてどう考えておられるか、聞きますけれども、お答えお願いいたします。

○先川議長　答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長　ただいまの山根議員の「U I ターン者が空き家バンクの購入時に障害になること、及びその対応」についての御質問にお答えいたします。

空き家バンクへの登録時には、空き家所有者に対して、登記の状況、価格、物件の状態及び農地等の状況等をお聞きをいたし、支障があると思われる件につきましては、不動産業者等のアドバイスをいただき、助言等を行っているところであります。

先ほどの質問にも関連いたしますが、空き家バンクを利用し、購入を希望される方の中には、農業を行いたい、家庭菜園があればいい、農地は不要など、さまざまであります。空き家の登録や利用者登録をされる際には、農地法による免責要件があることを説明しているところでございます。

いずれにいたしましても、空き家登録者や利用者にとって、より効果的な要件整備ができるよう、関係部署と連携した検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長　以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員　そうですね。空き家バンクで登録されている方には、もうこの家ごと、山ごと、農地ごと、売ってしまいたいという方もいらっしゃると思います。また、この自然豊かな安芸高田市に入るには、自分で食べるものぐらい自分でつくりたい。だけれども、たくさんはつukれない、プロではないんだから。素人がつくるのに適当な農地が欲しいという方もいらっしゃいます。

そういうときに障害となるのが、この農地法の第3条だと思います。

農業委員会、このたび平成28年4月施行の法律の改正によって、9月1日から農業委員の方12名、新設された農地利用最適化推進委員の方が35名、あわせて47名の委員の方々に新たに構成されております。目的としては休耕田や荒廃農地の増加の現状に歯どめをかけ、農地の集積、集約化を図ることなどが挙げられておりました、農業委員の方々の責任はますます重要になってまいりますけれども。

今回質問として挙げた農地法3条の下限面積要件に関しては、売買や貸借が難しい空き家に附属した農地について、下限面積を引き下げることによって遊休農地の解消にもつながり、市外からの移住促進につながる観点からの協議を期待しているところでございます。これには、やはり農業委員会の協議、そして承認が必要になってまいります。

その点で、先進事例がございまして、宮崎県えびの市、このえびの市は、安芸高田市よりも小さい町でございましてけれども、このえびの市の定住促進サイト、すごくきめ細やかに、そして市外からの定住したいという方々のフォローをしっかりと進めることができるサイトでございまして。そして、ここには定住サイトと促進サイトとは別に、農地法に関するところもリンクされてありまして、農地法第3条の下限免責要件をこのことしの4月1日から1アールまで引き下げられております。私はこれを知って、本当に自治体のU I ターンに対する意気込みを感じました。

今まさにこの、3点目に移りますけれども、地域へのU I ターン者に対するフォローについて、この安芸高田市の市長としてどのように考えられているか、お尋ねいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの農地法の関連につきましては、やっぱり国の方向の、いわゆる農地を分散化することは農業経営上好ましくないという大きなあたりでございまして。それらとにらみ合わせて、その今の人口減対策として何が有効かという観点からも総合的にこれからも見直しを含めた検討をこれからもしていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

「地域へのU I ターン者へのフォロー」についての御質問にお答えいたします。

近年、空き家バンクの成約件数は、増加傾向を見ており、そのうちU I ターン者の割合は約半数を占めております。成約後、利用者の方々は、生活の相違に苦労された場合があり、相談をお受けすることがございます。

こうした場合は、市としてもできるだけ解決に向けた対応についての助言のほう心がけておりますが、中には昔ながらの地域のつき合いであったり、慣例といった風習等のため、十分な対応ができない案件もございまして。

このような案件に対応していくためには、地域の協力をなくしては解

決できないと考えております。他の市町の取り組み等も参考にさせていただき、検討してまいりたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 U I ターンの方々が特に空き家バンクを利用して入られる場合は、今ある地域の中での暮らしになると思います。市長が申されたような問題も多々出てくる可能性もあるとは思いますが。

今市長は婚活等も進められておる中で、成立事例もたくさんあるとは思いますが。そういった人口減少に向けての施策の中で、今回総合計画に挙げていらっしゃる人口予測。10年後の目標人口をプラス1,200名、1,200人という2万7,500人と設定されております。この目標人口の設定の根拠、これについて触れますけれども、これは島根県中山間地域研究センターが開発した地域人口予測プログラムによって算出された毎年3つのパターンの方々が計48組、Uターン、Iターンされれば、目標人口は達成できるという根拠でございます。

その3つのパターンというのは、30歳代前半の夫婦が4歳以下の子どもを連れてU I ターン。二つ目は20歳代の夫婦がU I ターン。さらに60歳代前半の夫婦、定年退職者がU I ターンという、この3つのグループが入ってくださること。振興会組織で言えば、2年の間に3つのグループの夫婦はそれぞれ1組ずつ各組織に入ってくださいれば達成できるという根拠でございます。それであれば、婚活で結婚された新婚さん、さらにはこの3つのグループに入るようなU I ターンの方々をしっかりと地域へ溶け込んで、そして地域に住み続けていただく支援が必要となってまいります。

まずは先ほど言われてましたように、地域のつき合い、私の耳にも聞こえてきましたのは、地域ではやはり行政区ごとの会費等も必要となることございます。集会所の経費、街路灯の電気代、水道代など、町の方々は共益費といって、アパートとかマンションとかに住めばそういうもの要りますけど、なかなか田舎の今までのつながり、そして地域での行事というものには、ふなれな、えっ、何でっていうような思いの方々。土日にどうして地域行事にかかわらないといけないというような声もお聞きいたします。それになれていただくには、やはりそれだけのフォローが必要になると思います。そういった先ほども市長、言葉にされましたが、フォローの必要性、どのように感じ、そして今後についてどういふふうに対応していこうと考えられているか、お尋ねします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 長期計画の中で人口減、10年間1,200人を達成するには非常に大きな課題ととらえています。ハードルも高いと思ってます。1,200人ということは、1年間で120人ということ。ひと月20人。これは物すごく大き

な課題ですね。

ただ、これをたとえかなえたとしても、人口減で半分の菌どめしかかからんということなんで、これはぜひとも市民総ぐるみで考えていかんやいかんということです。これを対応するためには、先ほど地域の議員御指摘のように、地域の方々のフォローが大分大事です。地域の方々に入って、うまくなじんでいかんと。それとほかに、学校の教育のレベルの問題とか、働く場の問題とか。まあそれに合わせて教育文化とかスポーツとかいうようなことも、そうなりますけど。

これは、総合的に、やっぱりいい方向でしないと定住にはつながらんと思っております。掲げた目標というんじゃないしに、達成するためにはいろんなこの安芸高田のいいところをしっかりと広報しながら、やっぱりまたフォローもしながら、やっぱりやっていくことがこの目標達成に近づくんじゃないかと思っております。目標数値は30歳何名、20歳何名、60歳何名と言ってますけど、そのことを達成するためには、いろんな課題があるんだということを御理解してもらいたいと思います。これに向かって挑戦をしていきたいと、かように思ってます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 そうです。掲げられた数値というのは、本当に厳しい。これからそれに向かっていくこと、本当に大きな目標であると思います。しかしながら、その課題を一つ一つ解決していかなければなりません。そのために、今回の質問ではフォローという、支援という言葉を使っております。

まず1点目に挙げた糖尿病性腎症重症化予防プロジェクトは、今まで以上に患者の方々に薬局の薬剤師が積極的に介入していくことによって重症化を予防し、医療費の軽減にも効果を上げようというフォローであります。現在の時点で、薬局薬剤師の積極的な介入というのは、残念ながら個々の薬局の動きが一つとしてまとまっていないところがございます。県の薬剤師会の中でも、安芸高田市は三次支部の下の安芸高田区という形で、なかなか皆さんと一緒に、県の薬剤師会に皆さんが入ってるわけではございませんので、それを皆さんとともに、薬剤師会として動きをそろえていく、そういった問題もございますし、医師会との連携、多々ありますが、この安芸高田市の医療費軽減、そして患者様の重症化を予防するということ一つになっていただきたいと。そのためのフォローであると思います。

さらに、次に挙げております企業の留置に向けたフォローと申しますのは、多くの地元雇用と地域とのつながりの中で、経営を続けていかれる地元企業をここに、この安芸高田市にとどめおいていくために自治体ができる規制緩和など、あるんですよ。規制緩和。もっとして、ここをこう緩和すれば自治体のできるところで緩和することによって、企業がもっと活動しやすくなる、そういったところのフォローを今後の雇用拡大や税収アップへとつながるフォロー、進めていただきたい。

○先川議長 山根議員に申し上げます。
発言の残り時間が3分を切っておりますので、質問をまとめていただくようお願いいたします。

○山根議員 最後に述べた農地法第3条は、空き家バンクについては、えびの市の決断を見ると、自治体が人口減少に歯どめをかけることに積極的であるかどうか問われていると感じております。安芸高田市に住んでみようかとの気持ちにこたえられる、きめ細かいフォローをしていただきたい。きめ細かく積極的なフォローにより、住んで誇れる町になることを願って、私の質問を終わりますが、このまとめについて、市長のお気持ちを最後にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 これ、今我々がいつも職員との会議の中の課題でございます。全部教育の問題とか、医療費軽減の問題、雇用対策の問題。こういうことをしっかり総合的にやっぱりきめ細かく実施することによって、やっぱり人口減対策につながるものと解釈しておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

これ、職員の全員のこの課題でございます。今後ともこういうことについての人口減対策進めてまいりたいと思っております。こういうような幅広い対策を講じながら、1人でも多く安芸高田市に住んでいただける人を模索していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。
山根温子さん。

○山根議員 これにて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○先川議長 以上で、山根温子さんの質問を終わります。
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開します。
続いて通告がありますので、発言を許します。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 2番、芦田宏治です。

通告書に基づき、安芸高田少年自然の家廃止について質問します。
少年自然の家廃止の件は、ことし2月に一般質問されていますので、質問が重複する点もあるかと思いますが、御了承ください。

1番目の質問をします。

安芸高田少年自然の家は、平成29年4月1日で廃止されることが既に決まっております、少年自然の家として利用ができるのは来年の3月末までとなっております。

この施設は平成19年4月1日に広島県から安芸高田市に無償譲渡され、平成19年度に約1億9,000万円をかけて改修工事を行っています。来年の3月末で広島県から譲渡されて丸10年目になります。安芸高田市が施設を県から譲り受けて管理・運営していくかどうかについては、平成18年度から19年度にかけて議会で特別委員会を設置して10数回の委員会が開かれ議論されました。青少年の教育施設として、必要だという意見や厳しい財政状況の中で管理・運営費用などを懸念する意見もあり、賛否両論でした。最終的には、必要な改修を行い、安芸高田少年自然の家として当面10年間管理・運営していくことになりました。

管理を始めて9年目になる、ことし1月20日の中国新聞に安芸高田少年自然の家廃止という記事が載ったのを読んでびっくりしました。私は、子どもふるさと探検隊というグループで20年以上この少年自然の家で子どもたちと宿泊をしたり、工作をしたり、野外炊飯などをしてきました。30年も使ってきた施設なので老朽化はしていましたが、10年前にリニューアルされて、エアコンも完備しました。すっかりきれいになって、これならもう10年や15年は楽に利用できると安心していました。この施設を見られた方はみんな思ったよりきれいで、まだまだ十分使えると言われています。それだけに、少年自然の家の廃止は非常に残念であり、10年でやめるにしては1億9,000万円の改修費は余りに高額過ぎてもったいないと思います。

教育委員会の少年自然の家廃止方針の説明資料では、29年度以降ほかへの活用が見込めないなら解体・撤去を検討するとなっています。そうなった場合、10年で1億9,000万円使って、さらに解体撤去費が発生することになります。

教育委員会が10年で少年自然の家を廃止することを前提で、管理・運営を始められたとは、とても思えないのですが、教育委員会としてこの10年間、どのような観点で管理・運営に取り組んでこられたのか。また、青少年の教育施設として小中学生の宿泊合宿などに取り組みられて、どのような成果があったのか、永井教育長にお伺いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの芦田議員の「少年自然の家をどのような観点で管理・運営をしてきたのか。また、どのような成果があったのか。」についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり少年自然の家は、平成19年度に広島県から移譲を受け、おおむね10年間の利用をめぐり、約1億9,000万円の改修を実施した後、広島県の運営を基本的に引き継ぎ、市内数少ない、主に青少年を対象とした宿泊体験活動のできる青少年教育施設として、約10年間維持管理・運営を行ってまいりました。平成20年度からは、公益財団法人安芸高田市地域振興事業団に食堂業務以外の維持管理・運営を業務委託し、現在に至っているところでございます。

社会教育・学校教育におきまして、少年自然の家でこれまでなされてきた集団宿泊体験活動は、いわゆる「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う場として重要な役割を果たしてきたと考えております。具体的には、コミュニケーション能力や自立心、主体性や協調性など、さまざまな能力の育成に効果があったものと考えております。

御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 教育長が答弁されましたように、今実施されている宿泊合宿は児童生徒や保護者にも大変喜ばれており、大きな成果があがっていると思います。安芸高田市の子どものために、さらに充実して継続していかれることを望みます。そのためにも少年自然の家の廃止は残念でなりません。

教育委員会は、ことし1月20日の全員協議会で安芸高田少年自然の家廃止方針について説明資料を出されていますが、その資料の中で廃止理由を6項目挙げられています。少年自然の家は、新耐震基準に不適合な建物であること。築40年以上経過していて、今後多くの改修の必要性が見込まれること。毎年2,000万円を超える一般財源の持ち出しになっていること。少年自然の家でなくても、宿泊体験活動は市内のほかの施設や市外の施設で対応できること。市の公共施設管理計画で公共施設延べ床面積30%以上の縮減目標があること。など、廃止の理由がとうとうと述べられています。新耐震基準に不適合なのは10年前からわかっていたことですし、築年数も30年たっているから1億9,000万円もかけて必要な箇所の改修工事をしたのだと思います。

財政状況が厳しいのも、新耐震基準の問題があるのも、十分理解できますが、少年自然の家を引き続き管理運営していくためには、どうすればいいのかという検討はされなかったのでしょうか。教育長にお伺いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの芦田議員の「少年自然の家を今後どのようにすれば維持・管理・運営できるか」ということの検討をしたかしないのか。」ということの御質問でございますが、先ほども議員御指摘されましたように、当然そのあたりを検討し、約6点にわたっての利用停止にかかわる理由というものを整理をさせていただき、議員御指摘の1月20日の全員協議会におきまして、議員の皆様方に御説明を申し上げたところでございます。

あわせてもう1点、これも先ほど議員御指摘がありました平成で言いますと18年度、19年度、約2年間をかけて、自然の家の調査・検討委員会というものを立ち上げていただき、そこで向こう10年間を利用のめどにということで、もちろん1億9,000万ということの経費は投資をしておりますが、あくまでも10年間をめどにということから活用というものを

スタートさせていった経緯というものがございます。そのことから考えますと、今年度末、来年度3月末をもちまして、その10年がちょうどくるということとございます。したがって、あくまでも青少年の教育施設としましては、今年度末でもって利用停止をしていくということとございますので、その点について御理解をいただきたいというふうに思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 29年度以降継続して使う場合、新耐震基準をクリアするための工事費用はどのくらいかかるのか。また、老朽化に伴い、今後多くの改修費が見込まれると、今後多くの改修費が見込まれるとなっていますが、大きなものでどういう改修が必要なのか。金額的にもわかれば教えてください。お伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御質問の耐震化にかかわる工事でございますが、これも1月の全員協議会、あるいは一般質問等でお答えをさせていただいておりますが、あくまでも概算でございますが、宿泊棟で約4,000万、その他の施設を含めると7,000万以上の経費がかかるものというふうに現在はいじっておるところでございます。その他詳細の工事等につきましては、次長のほうから答弁をさせていただきます。

○先川議長 教育次長 叶丸一雅君。

○叶丸教育次長 そのほかのもので幾らぐらいかかるものがあるのかということとございますが、主には今食事等提供させていただいておりますが、こちらのほうの設備の老朽化がかなり深刻な状況となっております。こちらのほうそれぞれ厨房機器でございますが、ある程度いったもので、100万円のものから800万円ぐらいするものまで食事を提供するために必要な厨房設備があります。こちらのほうトータルいたしまして1,000万円以上の経費がかかるんじゃないかということで、今見積もりを見ているような状況も当時ございました。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 耐震基準をクリアするための費用が相当額かかるのは、私も考えておりましたし、また4,000万から全体で見ると7,000万ということで、大変厳しい金額だとは思いますが、非常に先ほど教育長が言われたように、宿泊体験は非常に成果が、効果が上がっているので、これらの金額を将来の子どもたちのために、ぜひ投資していただきたいと私は思います。

続いて、2番目の質問をします。

ことし1月20日の全員協議会での教育委員会の自然の家廃止方針の説明に対して、議員の方の発言や質問がありました。また定例会での発言

や一般質問もありましたので、その議事録を私は何度も読み返しました。多くの議員の方が廃止については拙速に結論を出すのではなく、もう少し検討を重ねたほうがよいのではないかと。この施設は郡山城のふもとにあり、子どもの体験学習にはすばらしい教育環境にあること。また教育の視点だけでなく、地域で経済を回していく視点からも安芸高田市以外の施設を利用するより少年自然の家を活用したほうがよいのではないかとという意見など、さまざまな意見が出されています。

教育委員会では先ほども言いましたが、自然の家廃止の理由として、新耐震基準を満たしていない、築40年以上経過しており、改修費がかさむなど、6項目の理由を挙げられています。議員の方が意見を出されているのは、ただやめますというだけでなく、どうすれば市内の子どもたちのために少年自然の家を活用することができるかという検討をもっとすべきだったのではなかったのかと言われているのだと思います。その点を踏まえて市長の見解をお聞きします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　廃止の説明に対する議員からの質問や意見に対して、どのように考えているのかという御質問であります。

議員御指摘のとおり、これまで多くの御意見をいただいてきたところでございます。少年自然の家は、県営時代を含めると、その歴史は45年となるわけで、その期間、終始一貫、青少年の教育施設として、市内もとより県内外からも多くの利用をいただいてきており、重要な施設であるというのが皆さんの共通認識であると思われまます。

確かに近年クローズアップされている耐震化の課題であったり、膨大な維持管理費、または今後発生が見込まれる大規模修繕といった課題がある中、今後長期的にわたり同様な運営は難しいということは理解はされるものの、ほかに方法がなかったのか、あるいは利用停止後に他の目的に活用できるのか、今後の宿泊体験活動はどのようになるのか等、市民の皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 　　以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 　　永井教育長は平成18年度から19年度にかけて特別委員会が開かれたときは、教育参事として答弁にも立たれています。そして特別委員会では、賛否両論を聞いてこられました。今回教育長として少年自然の家の廃止方針を出されて、議員の方の発言や意見は10年前とは随分違うと思えます。この点について今どのように思われているか伺います。

○先川議長 　　答弁を求めます。

教育長 　　永井初男君。

○永井教育長 　　ただいまの芦田議員の廃止の説明に対する議員からの質問や意見に対して、どのように考えているかについての御質問にお答えをいたします。

御指摘のとおり、本年1月20日の全員協議会、2月19日の定例会、2月23日の一般質問、そして2月24日の文教厚生常任委員会におきまして、少年自然の家の利用停止について説明をさせていただき、多くの議員の皆様からさまざまな御意見をいただいたところでございます。

基本的には現在のような宿泊体験のできる青少年の教育施設としての利用については、施設の老朽化や経費的課題により、宿泊体験活動のできる施設としての廃止についての一定の御理解はいただきながらも、検討時間が短いのではないかと。また今後これまで自然の家が果たしてきた機能をどのように補っていくのか等、施設の利活用についての御意見をいただいたと受けとめております。

これからの御意見につきましては、真摯に受けとめさせていただき、先ほど市長からも答弁がありましたように、今後市民の皆様とさまざまな角度から一緒に考えていくことができるといふふうに思っております。

議員御指摘の平成18年、19年度には、私も別の立場で教育委員会に所属しておりましたが、その当時の議員の皆様方の意見とはこれまた議員御指摘のように随分意見、お考えというものが変わってきているといふふうには認識をしたところでございます。しかし、この点につきましては、当然時代の流れ、あるいは青少年を取り巻く環境、あるいは市の財政的な大きな変化等がありますので、考え方の違いにつきましては、当然やむを得ないものといふふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 市長、教育長にお答えいただきましたが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。特に、10年前と今回の議員の方の意見が変わったのは、教育委員会の実施している宿泊体験とか、そういう少年自然の家を使っただけの活動が高く評価されているからだとも思っています。ぜひ先ほども言いましたが、前向きな検討をお願いします。

3番目の質問をします。

浜田市長は、少年自然の家としては廃止するが、この施設がなくなるわけではないので、今後この施設をどのように有効活用するかについては、広く市民の意見も聞いて検討したいと答えられています。先ほどの答弁でもそのように答えられました。

しかし、まだそういう意見を聞くような機会は設けられていないようです。今年度もあと3カ月余りとなりましたが、少年自然の家の今後の活用については年度内に結論を出すというのではなく、時間をかけてでも市民の皆さんが納得のいく活用を検討していただきたいと思っております。

少年自然の家の管理条例や管理運営規則がなくなるので、この施設は青少年のためだけでなく、小さな子どもから小中高校生、大人、そして高齢者まで、また文化やスポーツの団体など、多くの方がいろいろな目的で使うことが可能になると思っています。就学前の子どもの遊び場になり、

地域の高齢者のグラウンドゴルフも週に1回だけでなく、もっと使えるようになると思います。使用に当たっては、いろいろ乗り越えなければならないハードルもたくさんあると思いますが、お金をかけずにみんなが活用できる方法は必ずあると思います。

浜田市長はよく大事なことはオール安芸高田で取り組むことだと言われます。この少年自然の家のこと、教育委員会だけでなく、市長部局をはじめ、議会や市民の意見も聞いて、今後の施設利用の方向性を出していただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御意見に対して御説明申し上げます。廃止後の利活用に係る市民の意見の反映についての御質問であります。

利用停止後の施設の利活用でございますが、極力市民の皆様方の意見を聞いて進めてまいりたいと考えておる次第でございます。これにつきましては、議員と全く同感でございます。

そのために、委員会の設置等についても考えているところでございますが、国史跡指定管理地内の施設であることから、御指摘の動きがとれないのも状況でございます。

大変おくれ、御心配をかけているところでございますが、重々承知しておりますが、その際には市民の皆様方の御意見を聴取することから始めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 今後委員会で十分な議論ができることを期待します。

現時点では、安芸高田少年自然の家の今後の活用については白紙であると理解してよろしいのでしょうか。浜田市長にお伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 少年自然の家、本来の例えば宿泊施設、市外から利用されて、例えば1,000円いただくところを市が2,000円加えてからということを考えてるんで、市内はもちろんでございますけど、それはいいことなんですけど、広島市外から来られる方に対してのサービスがちょっと過剰じゃないんかということで、ここの検討ということでこういう表現になったんですけど。議員御指摘のように、この少年自然の家の使い方にはまだいろいろあると思うんで、いろいろ市民の声を聞きながら、その方向性を幅広い角度から決めていきたいというて言ってるわけです。

場合によっては、原点に戻って、国、県にも申し入れることがあるかもわかりません。内容によっては、だから、そういう話をちょっと原点に戻って拾い集めて、方向性を出していきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

- 先川議長 以上で答弁を終わります。
芦田宏治君。
- 芦田議員 市民の声がしっかりと反映することを期待します。
続いて、永井教育長にお聞きします。
少年自然の家廃止に伴い、この施設は教育委員会の管理を離れること
になりますが、この施設の有効活用を考えたとき、やはり教育委員会が
中心になって、生涯学習の拠点になるのが望ましいと考えますが、教育
委員会としてかかわるとすれば、どんなことができるかお聞きします。
- 先川議長 答弁を求めます。
教育長 永井初男君。
- 永井教育長 ただいまの芦田議員の御質問にお答えをいたします。
御指摘のとおり、利用停止後の施設の利活用についてでございますが、
先ほど市長からの答弁もありましたように、今後におきましては可能な
限り多くの市民の皆様方の御意見をお伺いをしていきたいというふうに
考えておるところでございます。なお、当該施設が毛利氏城跡の史跡範
囲内にあることにより、現状では利活用に向けての具体的な動きがとれ
ていないのが実態でございます。このことから市民の意見の反映のみな
らず、意見聴取も前になかなか進んでいない状況ですが、以前から御要
望のあります地元老人会を中心とした前庭でのグラウンドゴルフ使用に
ついては、当面配慮していきたいというふうに考えておるところござ
います。
御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
- 先川議長 以上で答弁を終わります。
芦田宏治君。
- 芦田議員 生涯学習の観点からも教育委員会が今後もリーダーシップをとられる
ことを期待します。
4番目の質問に移ります。
永井教育長は、安芸高田市郷土理解学習副読本の中で、ふるさとの文
化や歴史を学び、自分の町に対して自信と誇りを持つ子どもを育てると
言われています。私は体験学習の中でも野外活動や宿泊体験は、安芸高
田市子どもたちがふるさとに誇りと愛着を持つために、一番効果的で
大切だと思っています。
永井教育長は、安芸高田少年自然の家を廃止しても子どもたちの体験
活動の場を保障していきたいと答えられています。教育委員会の29年度
以降の計画では、市内のエコミュージアム川根や八千代の学校法人鶴学
園八千代校舎のほか、県立福山少年自然の家や、国立三瓶青少年交流の
家などが予定されているようですが、福山や島根県の三瓶など、市外の
施設を利用するより、子どもたちに自分の住む町に自信と誇りと愛着が
持てるよう、安芸高田市の歴史や文化、自然に触れることのできる市内
の施設を利用するのが間違いなく望ましいと思います。また、地域の中
で経済を回すという面からも、そして地域に雇用の場をつくっていくと

いう面からも極力市内の施設利用を検討していただきたいと思います。

安芸高田少年自然の家が廃止されて以降、当面29年度の具体的な宿泊体験活動の実施計画とその費用について伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの芦田議員の「廃止後の子どもたちの体験活動の場の保障の具体的な計画と実施のための費用」についての御質問にお答えをいたします。

学校教育で今年度まで取り組んでおりました、小学校5年生を対象とした、広島県が全県展開を推進しております3泊4日の山・海・島体験活動については、次年度は市内13の小学校在島根県の三瓶青年の家を利用するよう計画をしておるところでございます。また、中学校1年生を対象としました2泊3日の宿泊体験活動につきましては、市内中学校6校のうち、八千代中学校を除く5校が県立福山少年自然の家を利用する予定としております。八千代中学校は、市内土師ダム上流にあります鶴学園八千代校舎の施設を利用する計画を立てております。これまで同様の教育効果が得られるものと期待をしておるところでございます。

また、高宮町内3小学校につきましては、3、4年生を対象に、エコミュージアム川根への1泊2日の体験学習を計画しておりますし、他の小学校におきましても、学校校舎を利用した宿泊体験を計画している学校もあります。

これらの計画に伴う経費合計は約370万円で、今年度に比べまして約140万円の増額を見込んでおります。しかし、自然の家利用停止に伴い、約2,000万円の削減を見込んでおりますことから、これらを財源として対応したいと考えておるところでございます。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 今来年度の宿泊体験の費用をお聞きしました。140万円の増額になるけど、2,000万の少年自然の家の管理がなくなるので、差し引きでは少なくなくて済むというお答えでしたが。少年自然の家の2,000万は今言われた、教育長が言われた宿泊体験だけのためにあるのではなく、宿泊体験以外でもいろんな宿泊をされていますし、一般の方の昼の利用もあります。一概に2,000万円と370万円を比較するのはいかがなものかと思いますが、その点についての御意見をお聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの芦田議員の単純に青少年の宿泊だけを見て2,000万円の削減ということを安易に考えるのはどうかということの御指摘、御質問でございますが。その前に1点、先ほどから答弁させていただいておりますように、少年自然の家を利用して、市内の子どもたちが宿泊体験、自

然体験を協同でやるというということについては、大きな成果があるということをご答弁をさせていただいておるところでございます。

したがって、少年自然の家を使うことの効果は当然認めておるわけでございますが、一方じゃあ市外の宿泊施設を利用したら効果というのは期待できないのか、あるいは半減するののかということになりますと、例えはよくないかもわかりませんが、国際理解研修あたりを例にとりますと、日本に住んでる子どもたちが海外に出て、他国の文化に触れることで日本の文化のよさを改めて認識するということがございます。

今日、小学校、中学校の学習体系、とりわけ社会科等でみますと、小学校では中学年が市内あるいは県内について学習をするということになっております。高学年、5年生6年生になってくると、日本全体、一部海外へ目を向けていく、そういった学習の流れというものになっております。そういった意味からも、ぜひ来年度以降市内の小中学校が利用しようとしているところも検証していきながら、より効果が上がるような体験活動に充実させていきたいというふうに考えておるところでございます。

一方議員御指摘の一般の宿泊客の方、あるいは昼間の利用、これも当然あります。それらのあたりは、これも繰り返しになりますが、青少年の宿泊体験の場としては利用停止をするということでございます。市長答弁にありましたように、あの場所についてはまた市長の指示等踏まえながら、先ほど議員のほうからありましたように、生涯学習の観点等も含めて、市役所全体で有効活用について検討していく方向になるものというふうに受けとめておるところでございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 安芸高田市の子どもは、福山や島根を見る前に、安芸高田市6町をまず勉強するのが先ではないかと私は思います。

続いて福山や島根県で子どもの宿泊が始まるわけですが、病気や事故があったとき、安芸高田少年自然の家でしたら吉田病院も近いのですが、病院への対応や家族が迎えに来なければならなくなったときの対応など、十分検討されているのかお伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 芦田議員の御質問にお答えをいたします。

くどいようですが、市内の学習をしないということではございませんので、副読本等も作成をしておりますので、中学年あたりを中心に、これまで以上のふるさとを学ぶ体験活動には充実を図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議員御質問の三瓶でありますとか、福山の施設を使うということになりますと、遠方で体調を崩した子どもあたり、どのような対応をするのかということでございますが、福山にしましても県立の施設でございま

すし、三瓶は国立といたしますか、独立行政法人の施設ということになっておまして、一定の緊急における体制というのは職員も一定程度配置されておることから整っておるといふふうに考えております。近くの病院等とも連携の体制はできておるといふふうに把握をしておりますので、いずれにしても、そのあたりの安全安心については最大限の配慮をしながら取り組みを進めてまいりたいといふふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 市内での体験活動をぜひ今まで以上に充実させていただきたいと思っております。29年度の宿泊体験活動の計画では、先ほど教育長からお聞きしましたが、小学校5年生は国立三瓶青少年交流の家で3泊するようになっております。中学校1年生250人のうち、八千代中学校は鶴学園で宿泊体験して、そのほかは県立福山少年自然の家で2泊するようになっていると聞いています。小学校3年生は、今のところ高宮町内の3小学校がエコミュージアム川根の1泊体験学習が決まっているようですが、施設の利用が分散してしまい、安芸高田少年自然の家を使っていたときのような利用形態にはならないのではないかと思います。

この宿泊体験活動を今後5年、10年と継続していくためには、どのようなやり方が望ましいと考えておられるのか、お伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの芦田議員の宿泊体験活動等のより効果的な取り組みということの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点、今日安芸高田少年自然の家を利用しておりました小学校で例えて言いますと、可能な限り中学校区単位で、例えて言いますと吉田町内の小学校はできるだけ一緒に、あるいは八千代町内の小学校は一緒に活用するといふような取り組みを進めておりました。これは、学校現場からとりますと、大きな負担増になりますが、学校現場のほうがそのあたりを随分理解をし乗り越えてくれまして、今日はそういう取り組みをしております。

今後においても可能な限り、そういった方向での取り組みというものを模索をしていきたいといふふうに考えております。それは市外の施設を利用する前もそのように考えていきたいといふふうに思っております。

先ほど中学校、八千代中学校を除く他の中学校、吉田中学校は生徒数が多いということで、単独で福山少年自然の家を利用しますが、八千代を除く向原、甲田、高宮、美土里、この4校は来年度から合同で福山少年自然の家に1年生が参加をします。これもさまざま課題は出てくるかもわかりませんが、もう既に中学校の担当校長、あるいは職員が福山少年自然の家へ出向き、さまざまな角度から効果的な体験活動の中身、あ

るいは安全安心の確保等について準備を進めておるところでございます。

一方、3年生につきましては、先ほど申しましたように、高宮町内はエコミュージアムを利用するというのを決定をしておりますが、他校舎を使ってというのが具体的に言いますと、吉田町内の郷野小学校でございます。他の小学校については、現在検討中ではありますが、飯ごう炊さんとデイキャンプ等を含めて、これも中学校区あたりを中心に連合でできないかというようなことを現在学校のほうで検討をしておる段階でございます。例えて言いますと、向原、美土里は町内一小学校でございますので、これはまだ決定は見ておりませんが、当面向原、美土里の連合でやってみようかというような話も学校現場のほうでは今検討してくれておる段階でございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 いろいろ課題もあるようですが、効率的で充実した宿泊体験ができることを願っています。

最後の質問に移ります。

人口減少対策は安芸高田市にとって一番の課題です。対策の中でも若者に定住してもらうための取り組みは非常に大切だと思います。若い方が安芸高田市に住もうとするとき、子どもの教育環境が充実しているかどうかは大変重要だと思います。学校の勉強も大事ですが、子どもの遊び場も大切な要素だと思います。少年自然の家は郡山城のふもとにあり、歴史を学び山の自然に触れることもできます。近くには、安芸高田市歴史民俗博物館があり、歴史や文化の勉強もできます。

50年前、昔は学校から帰ったら、山か川か田んぼで遊んでいましたが、今はどこもイノシシやシカよけのさくで囲われており、子どもの遊び場は年々少なくなっているのが現状です。少年自然の家は子どもたちの体験学習の場であり、絶好の遊び場でもあります。子どもが安心して安全に遊べる場所があるということ、そして子どもの学校教育だけでなく、たくましい子どもを育てるための宿泊体験活動や野外教育に力を入れて安芸高田市だということは、若者定住を促進していく上でも必ず大きな武器になると考えます。この施設の利用方法はいろいろ考えられると思います。この施設を今後どう活用するのが望ましいと考えておられるのか、市長の見解をお聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「少年自然の家の今後の活用について」の御質問にお答えいたします。

安芸高田市において、教育は若者定住、議員御指摘のように子育て世代の定住にとって、非常に大切な課題であると考えております。これまでも教育の充実につきましては、さまざまな施策を推進してきたところ

でございます。平成29年4月以降の当施設の利活用でございますが、御指摘のように子どもの教育環境の充実ということに活用目的を絞るということではなく、具体的には申し上げられませんが、市内全体として必要不可欠な機能を提供できる施設になればと考えておる次第でございます。

しかしながら、どのような活用にせよ、現状のような維持管理経費では意味がございませんので、維持管理経費の根本的な削減が必要条件となります。具体的に今後、市民の皆様方に十分に耳を傾けながら、現在、現実性のある活用を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

どのような検討委員会の中でいろいろな意見を多く出してもらうということが、今後の利活用についての大きなかぎになると思っておりますので、どうか御理解を賜りたいと思っております。

教育長のほうにも今若者定住と言われておりましたけど、若者定住、人口減対策はやっぱり文化歴史とかはあるんですけど、それ以外に若者定住のためには、いわゆる先ほど午前中出てますけど、雇用の確保とか教育のレベルアップ充実が大きな柱になることは間違いございません。こういう方向についていい知恵を出しながら、この利活用も前向きに考えていきたいと、かように思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 お金をかけずに最大限の効果が上がるよう、しかも市内全域で多くの人が使える施設になることを願っております。

子どもの教育の面から考えたとき、永井教育長の立場からはこの施設を今後どのように活用できたらよいと思われるか、見解をお聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「当該施設を子どもの教育の立場から今後どのように活動するのが望ましいか」ということの御質問にお答えをいたします。

先ほど市長が答弁しましたように、今後の活用につきましては、教育活動への活用にとらわれず、安芸高田市にとって真に必要なかつ経済効率の高い活用方法を模索していくことが必要と考えております。今後、広く市民の皆様のお意見を徴収させていただく中で、現実性のある活用を市長部局と一緒に前向きに検討していくことが大切だというふうと考えております。

小中学生、いわゆる青少年が今後も引き続いて活用していくということになりますと、何といたしましても安全安心の担保が最優先というふうと考えております。具体的には、今後の検討の中でもし仮に耐震化工事というようなことになれば、それはまたその段階で青少年の有効活用ということの検討も出てこようかというふうと考えておるところでございます。

御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

芦田宏治君。

○芦田議員 安芸高田少年自然の家の敷地は国の史跡指定の中にあり、増築も改築も認められません。当然撤去してしまったら新たに建物を建てることはできません。築40年たってはいますが、1億9,000万円もかけて改修したのだから、まだもう少しは使えます。耐震基準の課題などがありますが、この施設はとことん使い切るのが一番経済的で効果的ではないかと思えます。固定概念にとらわれない新たな活用方法を提案して私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、芦田宏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 15番、金行哲昭でございます。

通告のとおり、大枠2点質問させていただきます。

まず初めに、高齢者の免許返還について質問させていただきます。

昨今、高齢者の交通事故率が上昇している中、日本での交通事故死亡者は減っている中で、65歳以上の高齢者の比率は高くなっているようで、高齢者による交通事故がふえて特に高速道路等における逆走事故等々がふえており、非常に高齢者による自動車事故の危険性が注目されています。といいましても、我が市では高齢者だからということも言えない地域的なものもあって非常に高齢者の運転がうーんという前に国、県、市としてもこういう対策は考えていかななくてはいけないのではないかと思えます。

その中で、まず1問目でございますが、我が市の免許返還制度に当たって、我が市は23年ごろからだったかと思えますが、23年から28年までの状況を、現在の状況を報告をお願いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「高齢者運転免許自主返納支援制度」の利用状況についての御質問にお答えいたします。

高齢者運転免許自主返納につきましては、高齢者の交通事故を減少させるため、運転免許を自主的に返納した75歳以上の高齢者に支援する事業でございます。平成23年度から事業開始いたし、平成27年度までに262名の方が利用されております。平成28年度につきましては、11月30日現在40名の方が利用されております。平成23年度からの事業開始後、計302名の方が利用されておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 これは今市長が答弁くださいましたように、75歳以上の分が262で、

計で302名ということで理解していいんですか。返納が。202名で理解していいんですね。

いろいろな事情があって、それ以下の例え20歳の方とか30歳の方というのは含まれていないということで理解していいんですかね。答弁お願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 具体的な数字ですので、私のほうでお答えさせていただきますが、先ほど市長がお答えしましたように、75歳以上の方々の返納で27年度までに262名、今現在が40名の方が利用されており、計で302名ですが、28年度が終了する時点ではもう少しふえるという見込みをもっております。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 わかりました。302名ということで。

これは今75歳ということですが、大体65歳からという統計も出ておりますが、次の2番目の質問にいけますが、この制度によって普及啓発等々でございませう。今75歳以上の方と言われとるんですが、これは75歳の根拠いうんですかね。よその町、都市というのは65歳とかいうのをうたってる都市とか町いうのがあるんですが、その辺はどういう根拠か、ただ75歳ということでしたらとるんかいうのを一緒にお聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「高齢者運転免許自主返納支援制度」の普及啓発の支援内容の御質問にお答えいたします。

先ほどの質問の75歳、どうして75歳かという質問については担当部長のほうから説明いたしますのでよろしくをお願いします。

支援制度の普及啓発でございませうが、支援制度のチラシを各支所及び安芸高田警察署に配付し、周知を図っているところでございませう。また、市ホームページでも閲覧することができます。

支援内容でございませうが、1万円相当のお太助ワゴンの回数券、または神楽門前湯治村、たかみや湯の森、エコミュージアム川根の入浴回数券を交付しております。なお、組み合わせも可能になっております。

今後も高齢者の交通事故を減少するため、本年度の活用促進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと申し上げます。

先般もこのことにつきましては、NHKが番組を組んでましたけど、九州あたりはうちのように1万円といわずに、桁の違う支援をしとるところもあるんですよ。このことがどの程度交通事故削減に効果があるということは非常に大きなものがあると思いますので、今後は年齢を下げることとか、返納品とか踏まえまして、検討して交通事故のないまち

づくりをしていきたいと思っております。

とりあえずは、お太助ワゴンをつくったときの、いわゆるその関連事業として今これを行っております。一番問題なのは、やっぱり利用される方が平素の生活に困るってということなんですよね。たばこ買いに行くのに、ちょっと店行くのに、歩いて行きや遠いし、だから行けんから乗って行くんだということ。まあ、そのことを踏まえながら、やっぱり生活の利便性を確保してあげるということも行政の課題でございますので、非常に大きな課題でございます。大切な課題で御理解をしてもらいたいと思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

引き続き答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 ただいまの金行議員の質問の中で、なぜ75歳以上なのかという部分でございますが、制度が始まりましたのは議員御指摘のとおり23年度からでございます。その時期の時代背景といいますのが、高齢者の方にとって事故に遭う立場と事故を起こしてしまう立場、それぞれが事故を起こしてしまう立場がふえつつある時代の背景がありました。その中で正式な名称はちょっと覚えておりませんが、運転免許の更新のときに75歳以上の方々が認知の検査を受けるのを義務づけられてきた当時の制度の変わり目がちょうど時期であったと思います。そこらの含めて、本市において75歳以上の方々についてこの制度を、自主返納の制度を取り入れるということにしましたが、もう一つ本市固有の背景としましては、平成22年度、22年の10月からお太助ワゴンが運行開始をされまして、そのことで自主返納をされたとしても交通手段は確保できるという市独自の施策展開もあったことが自主返納の制度を推進するという一つのきっかけになったというふうに思っております。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 75というのは理解できますが、よその市町村加えると65歳ということですが、今市長が答弁くださいましたように、1万円分のお太助ワゴンのあれか、風呂のあれかという選択権があるということで、これは選択してどっちか選べるということですが、私はここで提案したいのは、やっぱりタクシー券のほうの選択もできないのかという。

なぜか言いますと、我々安芸高田市、非常に車はもう危ないから乗りたくないという自覚はあるんですよ。この自主返納がふえとる。やっぱり危ない、それから家族からも言われるというのはあるんですが、どうしても、あしたの生活というのは、どうしても車に乗ってという生活がありますからね。我が市はあちこちの市と町を、町、市を調べてみましても、お太助ワゴンがないところがあるからというのはかなり聞くんですよ。じゃ、お太助ワゴンがあるのは非常に喜ばしいことじゃということも含めて

私は聞いとんですけど。そういうタクシーのほうにもこう振り分けて希望者があればタクシーのほうもできないかということと。

まあ、担当課に聞くんですが、私も全部調べとは言いませんが、三次とか安芸太田町とか北広島とかいうのが、もし知ろうとして調べていらっしやるようなかったら、御報告をお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この運転免許の返納というのは非常に大事な事業なんですよ。我が町は1年ぼっきりの1万円というんだから、タクシー利用したら、額のこうアップも含めて考えにやいけんので、課題が大きいんで、ちょっと検討させてくださいと言ってるわけでございます。

こう老人がふえてくるんで、タクシーとかお太助ワゴン、幅広い利用も結構なんですけど、そうすると予算が伴うということなんで、課題として受けとめておきたいと思います。

ほかの答弁につきましては、担当部長が行いますのでよろしく申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

引き続き答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 ただいまの再質問でございますが、申しわけございません。他市、他町の具体的な事例を調べておりません。ただ、平成23年度に制度化したときには広島県下では、市独自でこういう制度を立ち上げたところは、我が市が初めてであったと思います。

その当時参考にしましたのは、島根県の松江市で同様の制度がございまして、松江市でも入浴券か、あそこは巡回バスの回数券だったと思いますけど、その制度を参考にさせていただいて、23年度に制度化したときには広島県で初めてだったと思っております。その後、他市においても、他町においても、同じような取り組みはあるんだろうと思いますが、現在把握しておりません。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 意地悪じゃないんですけど、三次はですね、私も調べたいうか、ちょっと問い合わせたら、うちとはえっと変わりません。1万円相当の三次市内のバス券とか、1万円でも交通タクシーもいいとか、パスピーのカードとかいうのを希望者によって出しているらしいです。

それと、答弁にはなかったんですが、自己申告なので警察等行かれて何カ月以内というルールはありましたね。その返納して何カ月以内に出してくださいというルールはありましたが、我が市にはそういう例え1年たつとつてもいいんですか。そこ1点ちょっと確認しときます。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 実施要綱の第5条第2項に、運転免許を自主返納した日から60日以内と
いうことで、ただ、決めておりますが、ただし市長において特別の理由
があると認めるときは、この申請の期間を延長できるということで、規
定を設けております。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 このことは、個人のプライベートもありますし、余り返納せい、返納
せい言うて、我々が隣のおじちゃんに言うわけもいかんし、じゃあ事故
ようしてんじゃがのう思うても言えるわけ。やっぱりそれは家族的なも
んが言うて、自覚。今ありました本人は大丈夫じゃ思うとってんですよ
ね。思うとって、はたから見たらないいうことで、非常に警察のほう
の人もそういうことは思うとって言えんのですよというのは、私が聞いた
範囲じゃそういうことで。まあ非常に取った権利ですからね。権利を
放棄するんですから、非常に厳しいところじゃあるんですが、今の昨今
の新聞紙上、テレビ等々で通学のときにこう当たったり、そういうこと
もありますし、非常に市としてもなげとかれん問題でもありますし、や
っぱりそれだけの保障いうんですか。いろんなことを考えてあげる。

今でも自主返納に当たっても、以前は深刻に運転免許取り消し、正式
に言ったら取り消しとかいう言葉遣いだったんです。いかにも、そこへ
いったら取り消しということだったら、何か悪いことして取り消した
んじゃないんかいうことで、今は全然違くて、自主返納したらそれを運
転免許証のかわりに身分証明書、運転の経歴証明書等々警察のほうが出
されるそうです。それが、その分があつたら今度は保険証と同じように
身分証明書となるということ、非常に返納するんがみやすくなった
いうことだそうですよ。

昨年でも非常にたくさんのかたが自主返納された方が、ここに出とっ
たんです。うわ、多いんだないうことで、20万人以上の方が昨年1年で
返還されとるいうことで、やっぱり非常に自主返納を自覚されとる方が
多いいうことでした。

それと、3つ目ですね。1つ目に自主返納の呼びかけが変わった
ことと、運転免許証を出して、運転経歴証明書いうのをいただく
ことと、やはり公共機関の関係機関とか各市の自主返納の奨励金、今市長
が言われたお太助ワゴンとか、風呂の券があつて、その分がふえた
いうことで、自主返納しやすくなったということですので、その点を充実
して事故のないようにやっていただきたいということをお願いして、次の
質問に入ります。

2番目の質問としまして、29年度の予算編成についてお聞きします。

まずこれを聞く前に、27年度よりまち・ひと・しごと総合計画とは別
に総合戦略いうのを具体的に27年度の4月から5月ですね。出されて、具
体的な数値で施設ごとの重要事業評価指数KPIいうのを出されたと思

うんです。その分の状況を見て次の29年度の来年度の予算編成を当たるべきだと思うんですが、その点はどのように進んでいますか。1点お聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 金行議員の予算編成に当たっての総合戦略重要事業評価目標の進捗についての質問にお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、126の具体的施策について平成31年を目標としたいいわゆるKPI、いわゆる数値目標となる重要業績評価指標を設定しております。それらをPDCAサイクルによって、いわゆる計画とかプランをチェックすることによって毎年検証をすることとしております。

検証は、各担当課よりKPIの達成に係る自己評価を行い、その内容について全施策を進行管理表で整理し、市民代表や学識経験者などで構成する総合戦略懇話会で報告をいたしました。そこで、さまざまな御意見をいただき、検証を行い、10月の全員協議会におきまして、議員の皆様へ報告をしたところでございます。

新年度の当初予算編成に向けては、厳しい財政状況ではございますが、今回の総合戦略の検証も踏まえて、地方創生の取り組みがより加速するような予算編成としたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 これは毎年やるということで、今市長が言われたように、27年よりこのKPIの分は出ておりますが、その分は順調に進んでいるのかというのは、担当課の担当部長のほうでどのように把握をしようとするのか、それだけを1点ちょっと把握していらっしゃるところでいいようでございますので、報告をお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 ただいまの質問でございますが、いわゆる進行管理のことだと思いません。先ほど市長のほうからも申しましたように、10月に皆様方のほうへ報告をさせていただいております。126の施策があります。この126というのは総合計画とイコールと、実際の数は違うんですけど、まとめて126でございます。

その中で、まち・ひと・しごとということで、例えば今年度予算で言いますと、まち・ひと・しごとの部分で新規として行った事業、予算づけした事業もでございます。例えば、保育料の軽減であったり、先ほど他の議員の一般質問からもありましたように、サテライトオフィスの補助金であったり、企業の補助金だったり、または教育委員会ではブックスタートであったり、そういった部分行っております。まだ年度途中でご

ざいますので、それぞれ結果のほうは出ておりませんが、その効果はあったというふうに見ております。

また、一つ紹介をしておきたいと思いますが、実際には10月に報告した中身でございますが、まず働く場を整えるという部分では、具体的な施策といたしましては、先ほどありました企業立地の促進という、この進行管理表でございますが、K P Iで申しますと、いわゆる適用条例の累計、該当になった累計ですね。現状を4といたしておりますが、31年度においては6というふうにしております。

本市では、企業立地の推進に当たりまして、市内において工場等を新設することに対しまして、工場等が操業開始日に取得した固定資産税に係る固定資産税相当額を3年間支援をし、奨励措置を設けています。そのほか、新規雇用者であったり、施設の整備だったり、土地の所得に奨励金を交付する。それとも制度を用意しとるわけでございますが、企業誘致にそういった部分で取り組んでます。

27年度の内容につきましては、安芸高田市工業会の連携によりまして、企業ニーズの把握を行うとともに、事業規模の拡大等の相談に対して、優遇制度の説明を行ってきとるという評価でございます。結果といたしましては、1社が規模を拡大を決めて、28年度から企業立地の奨励条例の適用を受けることになったということで、28年度以降も続けていくという、そういった流れで評価と28年度への目標ということで評価をしておるところです。1例でございますけど、参考までに。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 今部長が言われたように、まあ必要は必要でしょうけど、このことも聞いとかねばね、ただ予算編成はどうなっとんかいうことじゃなしに、それをもとに、これ一応ほとんど31年までの目標で階段式にあがるような計画になつとりますが、着実に進んどるということで、次の予算編成、来年度の予算編成ができてこようと思います。

そこで、次の来年度の移ります。来年度の予算編成になって、基本方針、非常に26年度より普通交付税合併特例債も減って、経常経費も非常に加算しております中で、29年度に当たっての予算編成の基本方針はどう考えておられるのか、市長にお聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 来年度、当初予算編成方針についての御質問にお答えいたします。

歳入の根幹であります普通交付税の減額は、本市をはじめとした8つの合併市が中心となって、国へ働きかけ、普通交付税制度の見直しが実現をいたしました。このことにより、当初の試算よりも大きく緩和される見込みとなりました。しかし、段階的な縮減は平成31年度まで続き、経常一般財源は今後も減少が続きます。

このような状況の中、平成29年度予算方針では、経常的な経費の縮減は待ったなしであり、これまで行ってきた行革をさらに加速し、スリムな行政体質にすることが急務といたしております。また、全国では、地方創生のかげ声のもと、各自治体が知恵を絞ってアイデアを競い、さまざまな施策が行われております。

本市においても地方創生につながる新たな取り組みに割く財源確保が生き残りのかぎであろうと考えております。スリムな行政体質に転換し、新たな事業にあてる財源を生み出し、人口減の克服のための事業や地域経済の発展や活力ある地域社会の形成のための事業に取り組んでいくことを新年度予算編成の基本方針としておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 スリムな予算編成ということですが、まあ1点スリムな予算編成の中で、市長昨年だったですかね、一律カット何%ということを言われたことがあったのですが。今回の来年度の予算にその辺一律カットということは、頭にあるのか。いやいや、出すところは出さなきゃいけない。カットするところはカットしていく、一律カットという、言葉はちょっと悪いかもかもしれません。一律カット、カットということは考えていらっしゃらないか、ということをお聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、当初の最初の予算編成では、各課の意見をやっぱりこう把握しきれんところちょっとあるんで、まあ基本的には一律カットして予算にはめると。ただ、それだけじゃなしに、ただどうしてもやらんにやあことについては、再度また認めていくという方針でございます。オータムミーティング等ですね、やっぱりどうして必要なかと議論してますんで、このようなことを生かしながら、やっぱり市としてその必要な事業については重点配分をしていくというのが基本でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 一律カットが基本のベースにはなるとは思いますが、その中でまたオータムミーティングとかヒアリング等でやらねばいけない教育問題、いろいろな問題が出てこう思いますが、そこらを十分に吟味して来年度の予算を着実に進めていくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

この際、14時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開



- 先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
9番 大下正幸君。
- 大下議員 9番、大下正幸でございます。  
市長におかれましては、久々の公務でお疲れとは思いますが、いましばらくおつき合いを願います。  
通告しておりますので、定住対策について。  
まず、若者定住の施策の成果と課題についてお伺いいたします。
- 先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの「若者定住施策の成果と課題」についての御質問にお答えいたします。  
少子・高齢化社会を迎え、人口減対策は待ったなしの状況であります。本市におきましても、人口の流出を防ぎ、移住・定住を促進するため、さまざまな施策を実施しております。  
まず、住む場としては、空き家情報バンクや空き家に関する補助事業のメニューを充実をするほか、子育て婚活住宅の新築補助なども充実をまいりました。  
次に、働く場の確保のため、サテライトオフィス等の誘致事業の補助金、起業支援事業補助金も新設したところであります。また、産み・育てる場として不妊治療費助成をはじめ、医療費助成事業の拡充、子育て支援や教育環境の整備にも力を入れておるところでございます。  
移住・定住を進めていくためには、関係部局が連携してこれからの施策を総合的に展開することが必要と考えております。具体的効果につきましては、さまざまな観点から検証していく必要があると思っておりますが、今後これまで以上に地域や住民を巻き込んだ取り組みとしていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にも御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。
- 先川議長 以上で答弁を終わります。  
大下正幸君。
- 大下議員 人口減少に歯どめをかけるための施策として、まず安芸高田市に住める補助金事業で、一の矢、二の矢、三の矢とありますけど、まず二の矢の内容につきまして、住宅の新築の補助金の中身について、婚活世帯、または市外の子育て世帯に補助額が50万、市内の子育て世帯に25万、この差額の意味がわからないのですが、その説明いただけますか。
- 先川議長 答弁を求めます。  
建設部長 伊藤良治君。
- 伊藤建設部長 ただいまの子育て婚活住宅新築等補助金の住宅新築補助金につきまして、補助額が婚活世帯、または市外の子育て世帯は50万円、市内の子育

て世帯は25万円と半額というふうに決めて事業を進めておるところでございますけども。この金額の差については、まず市外の方を優先的に市内のほうに入っていただくということで、その金額にさせていただく状況でございます。まずもって、予算の範囲内で行っておるところでございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 まず、今部長のお答えが市外の方の市内への定住と言われましたけど、市内の若者の定住は考えないということですか。それと、その婚活世帯という意味、ここで意味するその婚活世帯とは、何かお答え願います。

○先川議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長 まず、子育て世帯のほう25万円という金額、市内の子育て世帯のほう25万円。そういうことではなしに、まずは住んでいただきたいということで、こういった事業を進めておるわけでございますので、50万円につきましては市外の方を限度額、市内の方は25万ということで、別段その差をつけるわけではございませんけども、市外の方が入ってきていただければ、人口等減少にも歯どめがかかるというところでございます。

また、これの婚活世帯につきましての要件でございますけれども、婚活世帯につきましては、安芸高田市結婚縁結び事業実施要綱というのがございますが、これによって結婚相談事業により結婚をされた世帯、またはその事業に、そういったものにされておるその事業によって、婚活をされている方についてのことを申し上げます。その後、結婚されたことについて婚活世帯というふうに解釈をしております。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 ですから、市内の若者がこの地元で新築して住もうかと、いうところはその半額でもいい、いうことを言われとるわけですよ。それと、今の婚活世帯、その結婚相談事業、これも多分5年目になるんじゃないかと思いますが。結婚相談所へ登録されるのはやはり若者というか、ひと年とったというたら失礼に当たるかもわかりませんが、本当に若い子が恋愛をしながら結婚まで至るという状況にある中で、本当にその結婚相談事業に登録するかどうかいうところですよ。そういう人が若者が安芸高田だから出てもいいのか、ましてやその新築して夫婦で子育てに住まおうとしておるのに、この半額というのがどうしても納得がいかないですよ。市外から来る人が50万、市内におる人は25万、その半額になる理由、明確にお答えしてもらいたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

大下正幸君。

○大下議員　なかなか答えが見つからないようでございますけど、もうそろそろ先ほど言いましたように5年目、この補助金にしても、見直してもいいのではないかというふうに思うわけです。そこで市長のお考えを伺います。

○先川議長　答弁を求めます。

市長　浜田一義君。

○浜田市長　最初に今の住宅の補助金でございますけど、現況で市外からを優先してやったらどうかという考えでございますけど、まだ実態が変わってくれば一緒にするとか、これからの課題でございますので、検討していきたいとかように思っております。これでいいとか言うんじゃないしに、まあとりあえずはこうさしてもらいましたと。それと比べたときに、外から来るほうが定住へつながるんじゃないかという解釈でございますけど、まあ市内の方々を逃がさんのも定住ということなんで、その辺は真摯に受けとめて検討していきたいと思っております。

それから、婚活でございますけど、今コーディネーターの方を募集しております。実は、その甲田町が一番婚活が多いんですよ、成立したのが。それはコーディネーターの方がようけおられるからなんですよ。で、私が実際この仕組みつくった高宮町とか、美土里町でやりたいんですけど、コーディネーターがおってないから、今その情報提供される方のコーディネーター今探してます。年度が若いとかいうのはええんですけど、若いとか年寄りじゃないしに、もう婚期にある人は全部対象にしたいですね、やっぱり。1人でも多くの方にこの婚活事業に参加してもらいたいということです。

このたび、農業委員さんを私が任命するようになったんですけど、その条件の中であなた方も婚活協力しなさいという条件を出したんですよ。地域を回って、田んぼとか山を見るのもいいけど、地域の状況も教えてくださいと、そういうことを議員の皆さん方もこういうように婚活コーディネーターになってもろてもいいんですよ。評論家になるんじゃないしに、みんなが情報提供していかにかいけんと思っております。その情報提供の中から1組でも多く成立するんが好ましいと思っております。

今も吉田会長さんにはコーディネーターさんをふやそうじゃないかと、ほいじゃですね、安芸高田市はこの婚活をリストをつくってないんですよ。Aさんは年が何ぼでって。このリストをつくらんということが、非常に手間なんですね、これは。だけど、つくっとけばこれとこれと一緒にしてもらおうじゃないかとか議論できるんですけど、プライバシーの関係とかで、まどろっこしいんですけど、リストつくってないから、コーディネーターさんがその場の会議がリストになってくるんで、御理解してもらいたいと。

我々はいわゆるいろんなことにつきまして、安芸高田市に婚活、住んでもらって子ども産んでもらおうとか、いろいろな定住を図るということは行政の最重点事業でございますので、しっかり頑張っていきたいと思っております。まあ、もしくは議員さんのほうでこういう提案があるとい

うなら、しっかり提案してもらえばまたそういう方向でも検討してみたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 ですから、市長は今はまだ見直す気がないということですね。それと、今婚活世帯で結婚された方が新築をされた例があるかどうかお聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長 安芸高田市に住める補助金の子育て婚活定住促進等による補助金で購入された方でございますけども、住宅補助金といたしましては17件ございます。子育てについては、この中で17件のうち7件ございまして、うち市外から1件、13名入っておられまして、子育てかどうかということについては、ちょっと把握まだしておりません。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 ちょっともう一度繰り返します。

婚活世帯のその結婚相談事業の中で結婚された方が新築をされた家ですよ。新築ですよ、あくまでも。

○先川議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長 失礼いたしました。

子育て婚活住宅新築購入補助金につきましては、17件ございます。平成28年度11月30日現在でございますけども、あります。

以上でございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 新築が17件と確認していいですね。

で、このどうしても僕が納得がいけないのが、この婚活世帯、また市外の人が50万、市内にいるものはその半額の25万というのが納得がいけないところなんです。新築をするということは定住するわけですから、出るわけじゃないんですよ。市内から。だから、そこらの見直しをできないんですかということをお市長にお願いできんのかなと。お考えをもう一度伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は先ほど答弁したのは、そのとりあえず半分を決めたわけであって、この課題があれば検討課題といたします言うたんだから、見直しを含めた検討をこれからもしていきたいと。それ行政やっているわけですから、あるところで線を引かにかいけないんで、で、議員おっしゃるように対

等で全部同額がええか悪いかというのは、まだ検討していきたいとかように思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 これはまたいずれにしても、この政策についてはまた考え直していただかなければならないというふうに思っていますが。

今朝の同僚議員からの質問にもありましたけど、今の空き家対策も兼ねて、家の売買するための農地法の第3条第2項の件で、安芸高田市は下限面積が50アール、また吉田が30、で八千代町が40アール。朝同僚議員からもありましたけど、広島県で1アールの下限面積というのが2町あるんですよ。世羅町と神石高原町。それやっぱり若者定住に向けての力を入れておられる町なんです。

なぜこうなるか。若者が空き家を買おうと思っても、また空き家でなしに宅地を買おうと思っても、売りたい人が畑でも少しでもあれば農地なんです。農地を買い取ることができないんです。もう以前から3年ぐらい前から下限面積を減してほしいということは言っているんですけど、なかなかそれに対応してもらえてないと。だから、若者も土地を買うことができないのですよ。登記もきれいなんですよ。そこらの市長どうお考えですかね。もちろん、三次も庄原も下限面積は10アールになっていますからね。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 農地法の課題につきましては、これ市の課題としてこれからも検討してかにかいけんと思っております。今各町、皆ばらばらなんです。八千代とか。こう都市計画区域と農地とは違うんだということで、吉田町では30だけど、農地になったら50というようになってるんですけど、行政いうにはこのことが若者定住に深く影響するんであれば、やっぱり見直しをしていかにかいけんと思っております。今が絶対的じゃないということは御承知願いたい。

ただ、国、県とかが、今指導しておりますのは、農業、農地を分散したらいかんということもあるんですよ、こっち。農業を効率化に行うためには、今農地集積いうのをやってるわけですよ。だから、この辺のことも配慮もしていかにかいけんということは承知してもらいたいと思います。こういうことはあります。

で、我々もそれを踏まえて、定住が大事なんで、そういうことをしたい。今、農地の中でも宅地なら、宅地になる農地は買えるとか、こういうこともあるんで、そういうきめ細かなことを配慮しながら、住んでもらう人にとって、どれがベターかいうのを各市町の状況を踏まえながら考えていきたいという答えたつもりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 農業委員会の各町がばらばらであるその下限面積が、これはその安芸高田市の農業委員会が決めればいいわけですから、国、県は関係ないところですからね。この下限面積は。それと農地は分散してはいけないと言われても、実際に小さな農家が空き家になつとる状況で、田んぼも少し、畑も少し、で、それを売ろうとしても少しだったら売れないんですよ。また法人、担い手、などが引き受けてくれるのは圃場整備のできた田んぼなんですよ。小さい小面積の畑だったらもう一切つくってあげませんよ。それが現状なんです。

だから、その買って住めるような状況をつくってやるのも行政の責任があるんじゃないかなと。だから、下限面積を少なくしてください、いうことを言いよるんですよ。そこらのまた市長のお考えはどうですか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私の言い方が悪いんかどうか知らんけど、検討せんというんじゃないんですよ。今まであるやつは統一していきたいと言ってます。ただ、そのときにやろうと思っても、いわゆる定住の概念からただ売れじゃなしに、国のほうの施策の中で、農地を分散してはいかんというのが基本的なものがあるんで、それも準用せにやいかんと。総合的に考えながら、うちの安芸高田の定住にとって、どういうことがベターかということを検討するって言ってるわけですから、やらんというんじゃないんで御理解してもらいたいと思います。

今までの、農業委員会でもこの案をしてやらないとなかなかうまくいかない。基本的には各市町が農業委員会で、例えば勝手に決めればいい状況でございます。ただあっても、国とか県とかの市政の方向とかいうのも加味しながらいかにやいけんよということを先ほど言ってるわけでございます。農業を守るという意味からすれば、なかなかこの下限面積をいじるというのも慎重にやらにやいけんのだということを御理解してもらいたい。定住の意味からそういう御意見が多いんなら、そういう方向を踏まえながら、改正に向かって提案をしていきたいと、かように思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 定住のために、この下限面積を今僕が言うのは、実際に起きとる問題なんですよ。その土地を購入するために買う。その宅地の中に農地があったら買えないんですよ。まあ農地が分散してはいけないと、市長は言われますけど、かえって小さな百姓、農業をやられとる方が本当に売りたいというときには、田んぼは使い便利のいい田んぼはつくってもらえるんですよ。しかし畑、小さな畑、また便利の悪い山沿いの田んぼというのは、法人も担い手もつくってくれないんですよ。だから、荒廃地になりますよ。かえって荒廃地がふえよるいうのも、やっぱり現状であるん

ですね。

これ以上言うてもあれですから、そこらをやはりある程度、その地域性というのがありますので、農業委員会の方にもまたお願いをせにゃいけんと思いますが、見直しも考えていただければなというふうに思います。次の質問に移ります。

また今後の取り組みについて、若者定住について、子どもが地元に残れるような対策を考えておられるか、教育長にお伺いします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 　　ただいまの大下議員の定住対策に関連しまして、とりわけ学校統合に向けて子どもたちが地元に残れるような対策はないかということの御質問でございます。

先ほどありましたように、現在本市では平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とする第2期安芸高田市学校規模適正化推進計画に基づいて、小学校13校を7校に統合していく計画で協議を進めております。

八千代地区並びに甲田地区の小学校につきましては、平成30年4月1日を統合年月日とすること。また、可愛・郷野地区につきましては、翌年平成31年4月1日を統合目標年月日とすることで確認をいただいておりますので、統合準備委員会で要望のありました内容を中心に、教育環境の整備を進めておるところでございます。

さらには、現在整備を進めております、教育のICT化推進事業につきましても、統合に合わせて電子黒板や校内のLAN整備など、学習環境の充実に努めているところでございます。

こうした取り組みが子どもたちの学習意欲につながり、ふるさと安芸高田の学校で学んでよかった、また学ばせてよかったとっていただくハード、ソフト両面の取り組みにしていく必要があると考えています。

いずれにしましても、若者定住政策と教育課題を関連づけながら、今後の適正化を進めていく必要があると考えておるところでございます。

御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 　　以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 　　どうか子教育には教育長には御尽力をいただいているというのは、本当に感謝を申し上げますが。例えば、スポーツに関して、今年度、去年もだったですけど、少年野球で6年生が安芸高田市選抜で上の大会に出たいということで、6年生のチームをつくって出るときに、そのユニフォームをつくるというときのわずかな金額でも、その助成というものが何もないんですね。教育委員会として。また市としても認めないと。

このことについても、児童生徒が安芸高田市全域で一堂に寄れば、保護者も当然一緒になるわけですね。なおさら、今の学校統合についても話もスムーズにいくんじゃないかなというふうには思いますけど。何



もせんこうにおるんでは、やはりただ小学校統合しますよ、いうだけでは何かの取り組み、せつかく保護者が取り組みをしておるわけですから、何でそこの支援ができないのかなど。これ、市長と教育長にお伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 学校統合は、議員御指摘のように、その学校によってクラブ活動とかできるようにしたいと。現況において、そういうようなことがあるんだったら、状況踏まえて支援とかというのは、ほかの学校活動と踏まえながら検討していきたいと、かように思います。

今、ことしからしろと言って今までやってない分は、一緒にやるからユニフォームをそろえと言われてもですね、なかなか課題事項もございまして、ほかのスポーツはどうなってるんかと。野球だけの問題なのかと。というようなことを踏まえながら、次の展開進んでいきたいと、かように思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 先ほど大下議員御指摘のスポーツ少年団、少年野球で活動している子どもたちのユニフォームの件につきましては、私も何度も要請を受けましたので、把握をしておるところでございます。

しかし、スポーツ少年団の活動ということになりますと、もちろんスポーツ活動を通して青少年の健全育成ということに、大きく寄与していただいとということにてについては、感謝を申し上げたいと思っております。すべての子どもたちに共通した取り組みということではなくて、子どもたち、あるいは保護者の興味関心に基づく自主的な活動ということでございますので、ここは受益者負担ということについても、一定の御理解をいただければというふうに考えております。

個人的には、非常に議員御指摘のこともよく理解しておりますので、カンパ、あるいは寄附というようなことにおいて、私も個人的な協力をさせていただいたところがございます。

御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 教育長おっしゃるとおり、健全育成なんですよね、これも。だから、この取り組みは、ことしだけじゃないんですよ。去年もやっておって。だから、ことしからできれば安芸高田選抜で出るために、少し高いユニフォームを買い換えようという保護者の考えもあって、その補助が少しでもできないかということで、教育長は寄附をされたということでございますが、寄附ではなしに、助成の方向、スポ少の関係からいうても、健全育成。子どもは、安芸高田の子どもは宝ですよ、と市長も言われと

るじゃないですか。その宝が安芸高田市、選抜で出るんですよ。その出るための手助け。何でそれができないのかなというふうに思うわけですよ。そこらをくみ取ってほしいと思います。

もう一度答弁願えますかね。市長も。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この問題ですね、先ほど教育長申しましたように、本当言えばいわゆる青少年育成関連とかスポーツ団体にちゃんと支援してるんで、その中でできる範囲かどうかという検証もしていかにやいかんと。それで、特定のものであれば、受益者負担を含んで、行政がどのぐらいまでするかという議論もしていかにやいかんと。ま、こういう検討をこれからしていかにやいけんというて、今提案をしたわけでございます。

野球、サッカー、いろんなスポーツもございまして、全体を見据えた上の検討にしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 引き続き、さまざまな角度から検討はしてまいりたいと思っておりますが、これまでも十分検討をさせていただいてきてる中での今日の結論でございますので、なかなか難しい点があるということについては、議員も御理解をいただきたいと思っております。

あわせて、青少年の健全育成ということでございまして、このあたりも含めて親と子がどれぐらいの経費、活動に対してお金がかかるのか。そういったことについても、もちろんそれぞれの家庭においては、十分話し合いでありますとか、家庭教育としてのしつけというのはいしていただけたらと思っておりますが。すべて周りがそういった状況を整えるということのみならず、ぜひ子どもたちの興味関心に基づく自主活動でございまして、これを一つを認めていくということになりますと、文化活動でありますとか、他のスポーツ活動でありますとか、もう限りなく、また経費を必要ということになってきますので、冒頭申しましたように、引き続き検討はしてまいりますが、そのあたりにつきましても御理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 教育長もわかっておられるのかなと思ったら、何かわかつとってんないような答弁なつとるんですが。検討するという返事をいただいておりますけど、他のスポーツ活動の中には、安芸高田全体でチームをつくるというスポ少の活動ではないじゃないですか。今回、安芸高田、選抜で出るんですよ、という観点から、それができないのかなということなんです。その違いなんですよ。

他のスポーツもその合同で選抜で出るんだったら、そのぐらいの援助、安いもんじゃないんですか。安芸高田の宝ですよ。その宝が、そうやって選抜で出て、この地元に残ろうとできれば、一番いいじゃないですか。今の状況見たら、ばらばらなんですよね。小学校、中学校。これでは、地元に残りにくいですよ、やっぱり。スポーツを通じて、ましてや今安芸高田には県立吉田高校、向原高校があります。そこに行けばいいじゃないかという話をしていますけど、いうように吉田高校、向原高校も定員割れですよ。これはやっぱり行政もある程度の営業いうものをかけてもらわんと、安芸高田をぬくもりのある地域にしようと思えば、やはりそういう最初から子どものころから、そういう施策はしてほしいと、いうのが僕の願いでございます。

あと、子育てについては、他市からこの安芸高田に、結婚するために安芸高田に来て、子どもさんが生まれて、安芸高田は田舎だから住みやすいだろうなと思って来た。しかしそれが違ってたと。いう意見をいただきました。本当に情けないですよ、こういう意見をもらったときは、これもまあ、若い奥さん連中と意見交換をしてくださいという話をして、いろんな意見を聞く機会を持つようにはしていますけど。本当に情けないですよ、こういうことを言われたら。若い人がせっかく安芸高田に結婚するために来られて、期待して来られとるんですよ。田舎だから住みやすいだろうなと。それが住みにくいよと、言われたら。またこの結果については、また市長、教育長にも言いますけど。ぜひともこの子ども、その若者定住に対しての施策いうのは、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、御意見を市長、教育長にお願いします。

○先川議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

若者定住対策という中で、一番子育ていうのは、大きな重点施策ととらえております。来年の事業においても、これを骨組みにした予算編成をしていきたいと思っております。

我々が考えているのは、子育てがしやすい環境づくり。例えば保育料の減免とかですね、こういうこと。それから、学校教育のレベルアップとか、こういうこと考えておるんで、まあ議員さんとかへ、どういう理由で住みにくいと言われたか、わかりませんが、こういうこと通しながら、できるだけ住みやすいまちづくりをしていきたいと。子育ていうのは、来年度の重点事業として政策を実行するつもりなんで、しっかり前向きに考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○先川議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

大下議員の御指摘でございますが、定住政策と学校統合ということの質問の通告でございましたので、冒頭答弁させていただきましたように、

今日取り組んでおります、学校規模適正化、すなわち学校統合は、今安芸高田市で考えられる最善の義務教育はどうあるべきか、ということで取り組みを進めておりますので、議員御指摘のように、私は若者定住に何らかの貢献をする取り組みであるというふうに1点は考えております。

もう1点は、スポ少のユニフォームの寄附ということでございますが、これは先ほど言いましたように、引き続き何かいい方法はないかということは検討はしてまいりますが、そのことと若者定住を直結されるということは、ちょっとやっぱり議論が飛躍し過ぎるのではないかと思います。もう少し多面的に、私の立場で言いましたら、主には子どもたちの教育ということで言いますと、義務教育の子どもたちにかかわる教育活動全般ということになりますので、その角度からしっかり議論のほうは進めていきたいというふうに思いますが。

議員御指摘のユニフォームの件も含めまして、もう少し多面的な角度から検討していき、その結果として、引き続いて受益者負担ということを再度お願いするということになるかもわかりませんので、その点については御理解をいただければというふうに思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 このユニフォームのスポ少に関連しての、その定住につながらないというのは僕は間違いだと思いますけど。安芸高田でそういうチームができて、ほいじゃ今度から一緒にやろうかというのが起きる可能性とすればあるでしょうね。それが今のいう小学校から中学校、中学校から高校へ行くのに、やはりその子どもたちがばらばらになると、やはり残りませんよ、やっぱり。本当にスポーツをやりたい人は、そのスポーツができるところに行くんですよ。それを懸念しとるんですよ。そこらも御理解いただきたいというふうに思いますけど。

あともう1点、最後にこれ確認しますけど、建設部長に先ほどの答弁を確認します。婚活世帯の新築が17件でよろしいんですかね。

○先川議長 答弁を求めます。

建設部長 伊藤良治君。

○伊藤建設部長 ただいまの確認をいたしまして、子育て婚活住宅新築補助金については17件、そのうち婚活世帯については0件というふうになりましたので、訂正をさせていただきます。失礼しました。

○先川議長 答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 ただいま婚活で結婚された方が新築は0件というふうにありました。だから市内の子育て世帯にも同じ補助金を出していただかなきゃいけないんじゃないですかということを言いよるんです。

これは、まあ見直しをお願いして私の質問を終わります。

○先川議長 以上で大下正幸君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番 青原敏治君。

○青原議員

16番、青原敏治でございます。

最後の質問者になると思えますけど、防災についてお伺いをいたします。

何回も質問をしています屋外スピーカー設置について、現在の進捗状況と今後の方向性、このことが安芸高田市にとって、市民生活における安心安全な暮らしができると思っております。市長が提唱されております人口減対策、あるいは子育て支援等々、少しでも近づけるのではないかという思いがしております。

市長のお考えをお伺いをいたします。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの「屋外スピーカー設置」についての御質問にお答えいたします。

議員がこの間御指摘をされております詰所のホース塔に野外スピーカーを設置をすればよいのではないかとということでございますが、スピーカーの性能や概算費用について、中国ブロードバンドに問い合わせたところでございます。

整備費用についてでございますが、1カ所当たり約570万円、別途、調査・設計・検証費用がかかるということでございます。市内の詰所の39カ所に設置をいたすとしますと、約2億2,000万円の整備費に別途、調査・設計・検証費用が加算されます。音の到達距離は、地形や障害物により変動ございますが、約200メートル程度しか届かず、全地域を網羅することはできません。

いずれにいたしましても、お太助フォンに接続した屋外放送は、多額の費用が発生するなどの課題がございます。これまでも答弁をさせていただいておりますが、災害時の情報伝達としてお太助フォンの活用、市や消防団による広報を行うことにより、市民の安心・安全を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長

以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員

今までと変わらない答弁だというふうに思っております。

がですね、最初にこの話をしたときには、単独でやれば20何億かかるということだったんですね。24億円だったんですかな。市長の口から出た金額が。ということはですよ、2億でできるんですよ。3億もあれば十分できるんじゃないかというふうに思います。

私が今までに言ってきたことは、要するに全部に聞こえんでもええと。近くに、外へ出とられる方が聞き取れればええんじゃないかということを訴えてきてるんです。だったら、今特例債がある間に、それを整備されたらどうですかということをお願いするんですよ。多額の費用、そんなもんじ

やないでしょう。最近はやくなっとるんですね。デジタル無線でぴしゃっとしたのもできますよ。試算もしとりますよ、私も。そういうのがあるんです。それはまあちょっと今の2億何ぼじゃできん言う話なんですけど、その倍以上はかかると思うんですが。そういうこともあるんですよ。そこをぜひやっていただきたいというふうのが私の思いでございます。

まあそうすることによってですよ、市民の方が一つでも二つでも安心・安全の実をね、熟成させてふやしていくことがね、私は市民生活にとって大事なことじゃなかろうかという。今の人口減対策にしてもしかりですよ。安心なまち安芸高田。来ますよ。1件でも2件でも来るかも。子育てにしてもしかりですよ。安心なところへ行きたいんですよ、皆さん。先ほども同僚議員のほうからもあったように、来てみたらここはだめじゃというようなことは私も聞きたくないですよ。そういう思いをやっぱり一つでも二つでも払拭するような施策をしていただきたいというふうに思いますが、再度市長のお考えをお伺いいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 まあお金のことでございますけど、当初は市全般ということで20億とかという話なんですけど、今詰所だったらですね。詰所ということは全体を網羅しないということです。だから、今の方向は他の市町を考えてもですね、やっぱり今お太助フォンがあるんで、この活用方法をやっぱり本気になってやりたいと。これでもしくは足らんと言われれば、また別の角度で考えていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと。

全県下ですね、全部屋外スピーカーを設置しとるんじゃないと。まだ、私んところには、これをやると子どもが寝んからいやじゃ言う人もおっつてんですよ。いろんな方が。まあ市民の安心・安全、例えば今のお太助フォンというものを有効に活用されれば、非常に情報を得られるんですけど、昔から我々もそうですけど、自分でボタンを押すよりか、耳に入ってきたほうがいいということもございまして、総合的な考え方として検討していきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 まあ最初は全市域でやれば24億というふうな言い方をしとったんですが、あるものを利用するということになると、今光ファイバーが通ってお太助フォンがついとる。それを屋外のスピーカーにつければいいんじゃないかということで提案をやりかえとるわけですよ。そうしたところで、2億何ぼ、3億あればできるというような、今試算をしていただいとる。そうすると、私が最初から言いよったんですが、全戸へ聞こえんでもええんですよ。夜はお太助フォンで聞けるんですよ。昼間、日中です。日中災害が起きたときにはどうするかということは何回も言ってきたら

もりでおります。

ま、そういう思いがありましてね、やっぱりあれですよ。一つでも二つでもマイナス部分を減していくというのが、私は行政の務めじゃなからうかのというふうに思います。そのためにもぜひ、これを私は実現していただきたい。そうすることによって、安芸高田市がよくなる。人口減も歯どめがきくかもわからん。完全に歯どめがきくとは言いませんけど、きくかもわかりません。それをやっぱり市長は言うてきとってんですね。人口減対策、一生懸命やります。その一助になればというふうに思いますので、ぜひこの屋外スピーカーをです、今まだ特例債があるうちにしっかりやっていただきたいということを要望します。

ま、これについてです、市長のできれば、お、やっちゃうよと、いうことを言ってほしいんですが。そこまでいかにしても、何らかの回答があれば答弁をいただきたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどもちょっと答えたんですけど、非常に声というのが大事な世界もあるんで、それを踏まえながら、議員は最初は全戸と言われたんですけど、今こう絞ってということでございますんで、この辺を踏まえながらと。

例えばです、国交省、江の川だったら、避難、あれありますんで、利用することもできるんですよ。まあ高宮、美土里はそれを補完するにしても、まあそういうこともあるんで、この重要性というのはちょっと再調査させてもらって、次の展開考えていきたいと。

特例債があると言ってもです、議員御指摘のようにみんながこれ要ると言っとるわけじゃないんで、多分議会の中でぎろんしてみてくださいよ。多分あなたの意見だけかもわからんし。ただ、みんなの意見としてこれを検討していきたいと、かように思います。

これ大きな異常気象にはどうするかという大きな課題もございますので、総合的な防災を含めまして、安芸高田市のどうあるべきかというのはいいい機会だと思いますので、検討もしていきたいと、かように思います。このことはつくるという約束じゃないんですけど、検討はしていきたいと思いますので、御理解してください。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 まあ今検討するということなんですが、検討言うても行政用語だろうというふうに思いますけど、できればです、先ほども言いましたように安芸高田市民が安心・安全な暮らしができるように、一つでも二つでも不足の部分を払拭するような施策をしていただきたいということをお願いをしまして、私の質問を終わります。

○先川議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。



午後 3時42分 散会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員